

独立行政法人農畜産業振興機構の
第 4 期中期目標期間の業務の実績に関する評価書（案）

農林水産省

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構	
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第4期中期目標期間
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	畜産局	担当課、責任者	総務課長 三野 敏克
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏

3. 評価の実施に関する事項
農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である畜産局が法人の業務の期間実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。 なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価		
評価 （S、A、B、C、D）	B：第4期目標期間の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	（参考：見込評価）※期間実績評価時に使用
		B
評価に至った理由	評価を行った結果、本中期目標期間を通じた中項目は、2項目がS評価、11項目がA評価、105項目がB評価、1項目がC評価となり、評価項目（大項目）の評価は、いずれもB評価となった。 また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきB評価とした。	
	【項目別評価の分布】 （平成30年度） 小項目では、108項目中 3項目がa評価、91項目がb評価、2項目がc評価、評価対象外が12項目 中項目では、31項目中 2項目がA評価、22項目がB評価、1項目がC評価、評価対象外が6項目 大項目では、8項目中 6項目がB評価、評価対象外が2項目	
	（令和元年度） 小項目では、108項目中 8項目がa評価、88項目がb評価、評価対象外が12項目 中項目では、31項目中 23項目がB評価、評価対象外が8項目 大項目では、8項目中 6項目がB評価、評価対象外が2項目	
	（令和2年度） 小項目では、108項目中 1項目がs評価、19項目がa評価、74項目がb評価、1項目がc評価、評価対象外が13項目 中項目では、31項目中 1項目がS評価、4項目がA評価、18項目がB評価、評価対象外が8項目 大項目では、8項目中 1項目がA評価、5項目がB評価、評価対象外が2項目	
	（令和3年度） 小項目では、108項目中 11項目がa評価、82項目がb評価、評価対象外が15項目 中項目では、31項目中 2項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が8項目 大項目では、8項目中 6項目がB評価、評価対象外が2項目	
	（令和4年度） 小項目では、109項目中 2項目がs評価、8項目がa評価、84項目がb評価、評価対象外が15項目 中項目では、32項目中 1項目がS評価、3項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が7項目 大項目では、8項目中 6項目がB評価、評価対象外が2項目	

	第 6	第 5 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—
	第 7	剰余金の使途	—
	第 8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B

2．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	全体の評価としては、全評価項目についてB評価と判定されており、中期計画で定めた所期の業務目標を達成していると認められる。 国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎の経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、需給調整・価格安定対策、国の要請を踏まえた畜産関係業務の緊急対策について、迅速かつ的確に実施している。特に、TPP 等政策大綱への対応として、TPP11 協定等の発効後に円滑に業務が進められるよう、関係者への説明会の開催、砂糖類の調整金徴収手続の Web 化等に取り組んだことは目標を上回る成果があったものと認められるためA評価とした。 業務運営の効率化の項目については、業務経費や一般管理費を計画どおり削減しているほか、各中項目において目標を達成している。 このうち、「ICT の活用による業務の効率化」において、令和 2 年度にテレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及び USB 型シンククライアント機器や Web 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等について Web 方式で実施することを可能とし、業務の円滑化、効率化を図るとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続を実現したほか、各業務システムのオンライン化を計画的に推進し、令和 4 年度には、eMAFF の本格的運用について、当初の計画では令和 5 年度中にオンライン化を完了する予定であったが、計画を大幅に前倒しし、運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、機構へ直接申請する生産者に加え、積立金管理者を通じて申請する生産者についても eMAFF により申請できる体制を構築した。また、指定乳製品等の輸入・売買システムのクラウド化の本格運用により、第 5 期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができたこと等、ICT の活用による業務運営の大幅な効率化を実現したことは目標を上回る顕著な成果があったものと認められるためS評価とした。 また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重点計画」という。）に基づき、令和 4 年度に中期目標を変更、追加した、「情報システムの整備及び管理」について、デジタル庁が策定した整備方針に則り適切に対応するとともに、PMO の設置等の体制整備を検討するとしていたところ、短期間で必要な機能等の整理やPMOの役割・体制を決定し、早期（令和 5 年 4 月 1 日）に設置できたことは目標を上回る成果があったものと認められるためA評価とした。 業務運営に関する項目のうち「消費者等への広報」については、平成 30 年度は、消費者に対し農畜産業や機構業務への理解を深めるためフェイスブックの開設等、令和元年度は、農畜産業事業者等に対し、法人のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供、令和 2 年度は、アンケートページ作成機能や動画共有サイト（YouTube）の導入等、令和 3 年度は、Web 配信となった広報誌についてデジタルブックの導入等、令和 4 年度は、指定野菜 14 品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程の動画を新たに作成、ホームページの利便性の向上を図るためにアクセス分析を行い情報提供のテーマ選定の検討等に活用するとともに、トップページを障害者や高齢者を含むすべての人を対象に、多くの方が利用しやすいように配慮したデザインに一新、機構業務に関する情報については、その特性から専門用語が多く使用されているため「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新し消費者等でも理解しやすいものにしたこと等、業務の発展に資する十分な取組を行ったことからA評価とした。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成 22 年 10 月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成 30 年度においては減少したが、令和元年度から令和 4 年度の収支は、国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少及び、近年、さとうきび・てん菜の生産が堅調であることに伴う国内産糖価格調整事業の支出の増加により欠損金が増加している。この結果、平成 29 年度末の繰越欠損金 263 億円は、令和 4 年度末には 562 億円と増加しており、繰越欠損金の解消に至っていないことから、今後も入札の実施、借入利率を低減するなどの取組を継続する必要がある。

	・情報セキュリティについては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化の取組を行っており、平成 30 年度に発生した情報セキュリティインシデント以降は、重大なインシデントは発生していない。しかし、法人は多数の個人情報を持っていることから、国の機関へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。
その他改善事項	・「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定。以下「基本的な文書」という。）の業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、eMAFF 等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理事務のデジタル化等、DX の推進による更なる事業や業務の効率化、利便性の向上を図る必要がある。また、重点計画、基本的な文書等を踏まえ、情報セキュリティ対策や DX 推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る必要がある。 ・法人の目的である「生産者の経営安定や需給動向の判断に資するための国内外の情報収集・提供」は、国内外の様々な事象に関する情報に分析を加えて提供することが重要であり、機構は独自の情報・データを収集・蓄積による分析力を持つとともに国内外に多様な情報源を有している強みを持っているが、海外の農畜産物に関する情報分析等の更なる体制の強化を図るため、関係機関との連携推進等が必要である。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	(外部有識者からの意見)

様式 1－1－3 中期目標管理法 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B	B	B		
○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	B	B	B	B	B	B	1－1	
（1）経営安定対策								〃	
ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等								〃	
◇（ア）肉用牛交付金の交付	b○	a○ 重	a○ 重	b○ 重	b○ 重	－	－	〃	
◇（イ）肉用牛交付金の交付状況の公表	－	b	b	b	b	－	－	〃	
◇（ウ）肉豚交付金の交付	－○	－○ 重	－○ 重	－○ 重	－○ 重	－	－	〃	
◇（エ）肉豚交付金の交付状況の公表	－	－	－	－	－	－	－	〃	
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等								〃	
◇（ア）生産者補給交付金の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	－	－	〃	
◇（イ）ホームページによる交付状況の公表	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇ウ 畜産業振興事業	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇（2）緊急対策	b	a重	a重	a重	a重	－	－	〃	
○2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	B	B	B	B	B	B	1－2	
（1）経営安定対策								〃	
ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等								〃	
◇（ア）生産者補給交付金等の交付	b○	a○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	－	－	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇（イ）加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	b	b	b	b	b	－	－	〃	
イ 畜産業振興事業								〃	
◇（ア）酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	－	－	〃	
◇（イ）補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施	b	b	b	b	b	－	－	〃	
（2）需給調整・価格安定対策								〃	
ア 指定乳製品等の輸入・売買								〃	
◇（ア）国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札	b	b	b	b	b	－	－	〃	
（イ）国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売渡し等								〃	
◇①指定乳製品等の的確な売渡し	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇②需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇（ウ）価格騰貴等の場合における20営業日以内の需要者へ売渡しの実施	b	b	b	－	－	－	－	〃	
◇（エ）売り渡した輸入バターの流通計画等の公表	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇（オ）売買実績に係る情報の公表	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催	b	b	b	b	b	－	－	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇(3)緊急対策	b	a 重	a 重	a 重	a 重	—	—	〃	
○3 野菜関係業務	B	B	A	B	B	B	B	1－3	
(1)経営安定対策								〃	
◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○	b○ 重	a○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃	
◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○	b○ 重	a○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃	
◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃	
◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇オ セーフティネット対策の適切な対応	b	b	a	b	b	—	—	〃	
◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	b	a	b	b	—	—	〃	
◇(2)需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	a	a	a	a	—	—	〃	
○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務	B	B	B	B	B	B	B	1－4	
(1)経営安定対策								〃	
ア 砂糖関係業務								〃	
◇(ア)甘味資源作物交付金の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃	
◇(イ)国内産糖交付金の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃	
イ でん粉関係業務								〃	
◇(ア)でん粉原料用いも交付金の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃	
◇(イ)国内産いもでん粉交付金の交付	b○	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃	
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃	
(2)需給調整・価格安定対策								〃	
◇ア 砂糖関係業務	b	a	a	a	b	—	—	〃	
◇イ でん粉関係業務	b	b	a	a	b	—	—	〃	
○5 情報収集提供業務	B	B	B	B	A	B	B	1－5	
(1)調査テーマの重点化								〃	
◇ア 情報利用者等の参画を得て開催する委員会で出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化	b	b	a	b	s	—	—	〃	
◇イ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組	b	b	b	a	a	—	—	〃	
(2)需給等関連情報の迅速な提供								〃	
◇ア 情報の期間内の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応	b	b	b	b	b	—	—	〃	
(3)情報提供の効果測定等								〃	
◇ア アンケート調査の実施	b	b	a	b	b	—	—	〃	
◇イ 情報利用者の満足度	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇ウ 情報提供内容等の改善等	b	b	b	b	b	—	—	〃	
○6 TPP 等政策大綱への対応	A					A	A	1－6	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	A	B	B	B	B		

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
	○1 業務運営の効率化による経費の削減	B	B	B	B	B	B	B	2－1	
	◇(1)業務経費の削減	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	◇(2)一般管理費の削減	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	○2 役職員の給与水準	B	B	B	B	B	B	B	2－2	
	○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組	B	B	B	B	B	B	B	2－3	
	◇(1)「調達等合理化計画」に基づく取組	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	◇(2)競争性、透明性の確保	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	◇(3)監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	○4 業務執行の改善	B	B	A	B	B	B	B	2－4	
	(1)業務全体の点検・評価								〃	
	◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	◇イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施	b	b	a	b	b	－	－	〃	
	◇ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映	b	a	－	a	－	－	－	〃	
	(2)補助事業の審査・評価								〃	
	◇ア 事業の達成状況等の自己評価	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	◇イ 第三者機関による事業の審査・評価	b	b	a	b	b	－	－	〃	
	◇ウ 必要に応じた業務の見直し	b	b	b	－	－	－	－	〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
	○5 機能的で効率的な組織体制の整備	B	－	－	－	－	B	B	2－5	
	○6 補助事業の効率化等	B	B	B	B	B	B	B	2－6	
	(1)透明性の確保								〃	
	◇ア 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	◇ウ 事業説明会等の実施	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	(2)効率的な事業の実施								〃	
	◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施	－	－	－	－	－	－	－	〃	
	◇エ 設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施	b	b	b	b	b	－	－	〃	
	◇オ 事後評価	－	b	b	－	b	－	－	〃	
	◇カ 事務処理手続の迅速化	b	b	c	b	b	－	－	〃	
	◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入	b	b	b	b	－	－	－	〃	
	◇ク 評価手法の必要に応じた改善等	－	－	－	－	－	－	－	〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇ケ	決算上の不用理由の分析	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇コ	基金の見直し	b	b	b	b	b	－	－	〃	
○7	ICTの活用による業務の 効率化	A	B	S	A	S	A	S	2－7	
○8	情報システムの適切な整 備及び管理					A		A	2－8	
○9	砂糖勘定の短期借入に係 るコストの抑制	B	B	B	B	B	B	B	2－9	
第3 予算、収支計画及び資金計画		B	B	B	B	B	B	B		
○1	財務運営の適正化	B	B	B	B	B	B	B	3	
◇(1)	収益化単位の業務毎の予 算と実績の適切な管理	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇(2)	業務内容等に応じた適切 な区分に基づくセグメント情 報の開示	b	b	b	b	b	－	－	〃	
○2	資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に 基づく、安全性に十分留意 した効率的な運用	B	B	B	B	B	B	B	〃	
第4 短期借入金の限度額		B	B	B	B	B	B	B		
○1	運営費交付金の受入の遅 延等による資金の不足とな る場合における短期借入れ	－	－	－	－	－	－	－	4	
○2	国内産糖価格調整事業の 甘味資源作物交付金及び国 内産糖交付金の支払資金の 一時不足となる場合におけ る短期借入れ	B	B	B	B	B	B	B	〃	
○3	でん粉価格調整事業ので ん粉原料用いも交付金及び	－	－	－	－	B	－	B	〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
	国内産いもでん粉交付金の 支払資金の一時不足となる 場合における短期借入れ									
第5 不要財産又は不要財産となる ことが見込まれる財産がある場合に は、当該財産の処分に関する計画		B	B	B	B	B	B	B		
○1	緊急的な経済対策として 補正予算で措置された畜産 業振興事業の実施に伴う返 還金等の金銭による納付	B	B	B	B	B	B	B	5	
○2	平成23年度予備費で措置 された畜産業振興事業の実 施に伴う返還金等の金銭に よる納付	B	B	B	B	B	B	B	〃	
第6 前号に規定する財産以外の重 要な財産を譲渡し、又は担保に供し ようとするときは、その計画		－	－	－	－	－	－	－		
		－	－	－	－	－	－	－	6	
第7 剰余金の使途		－	－	－	－	－	－	－		
		－	－	－	－	－	－	－	7	
第8 その他主務省令で定める業務 運営に関する事項		B	B	B	B	B	B	B		
○1	ガバナンスの強化	B	B	B	B	B	B	B	8－1	
	(1)内部統制の充実・強化								〃	
◇ア	内部統制の推進	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇イ	役員会の開催	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇ウ	役職員間の意思疎通及び 情報共有化の推進	b	b	a	b	b	－	－	〃	
◇エ	内部監査の実施	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇オ	リスク管理対策の推進	b	b	b	b	b	－	－	〃	
◇カ	個人情報保護対策の推進	b	b	b	b	b	－	－	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇(2)コンプライアンスの推進	c	b	b	b	b	—	—	〃	
○2 職員の人事に関する計画	B	B	B	B	B	B	B	8－2	
◇(1)職員の人事に関する方針	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(2)人員に関する指標	b	b	b	b	b	—	—	〃	
(3)業務運営能力等の向上								〃	
◇ア 階層別研修の実施	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 専門別研修の実施	b	b	b	b	b	—	—	〃	
○3 情報公開の推進	B	B	B	B	B	B	B	8－3	
◇(1)照会事項への対応	b	b	b	b	b	—	—	〃	
(2)資金の流れ等についての情 報公開の推進								〃	
ア 畜産関係業務、野菜関係業 務								〃	
◇(ア)機構からの直接補助対象 者等に係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(イ)生産者等への資金に係る 情報公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 特産関係(砂糖・でん粉) 業務	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇ウ 機構からの補助金により 造成された基金に係る情報 公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇エ 事業返還金を含む経理の 流れに係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃	
○4 消費者等への広報	B	B	A	A	A	A	A	8－4	
(1)消費者等への情報提供								〃	
◇ア 広報推進委員会における 広報活動の改善策について の検討	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 消費者の情報ニーズ、ホ ームページ、業務紹介用パ	b	b	b	b	b	—	—	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
ンフレットに関するアンケ ート調査の実施									
◇ウ ホームページでの「消費 者コーナー」等の充実を通 じた消費者等への分かりや すい情報提供の推進	b	b	a	a	a	—	—	〃	
◇エ 消費者等の理解の促進を 図るための消費者等との意 見交換会等の開催	b	b	a	a	a	—	—	〃	
◇(2)ホームページの機能強化	a	a	a	a	a	—	—	〃	
○5 情報セキュリティ対策の 向上	C	B	A	B	B	B	B	8－5	
◇(1)情報セキュリティ対策の 向上	c	b	a	b	b	—	—	〃	
◇(2)緊急時を含めた連絡体制 の整備	b	b	b	b	b	—	—	〃	
○6 施設及び設備に関する計 画	—	—	—	—	—	—	—	8－6	
○7 前期中期目標期間繰越積 立金の処分	B	B	B	B	B	B	B	8－7	
○8 長期借入れを行う場合の 留意事項	—	—	—	—	—	—	—	8－8	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No」欄には、見込評価書の項目別評定調書の項目別調書No を記載。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ 畜産業振興事業 （2）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 畜産経営の安定に関する法律第 3 条 肉用子牛生産安定等特別措置法第 3 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0190、0192、0193

[illegible]

[illegible]

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（肉畜・食肉等）関係に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

4) 30 年度の欄の括弧内は、TPP11 協定発効前までの目標に基づく件数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
	第2 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間とする。		中項目ごとに「当該中項目に含まれる小項目の実績評価の合計点数」を「実績評価の回数に2を乗じて得た数」(満点)で除した割合(中項目の中期達成割合)により5段階で評価。 S：中項目の中期達成割合が120%以上で顕著な成果がある。 A：中項目の中期達成割合が120%以上 B：中項目の中期達成割合が80%以上120%未満 C：中項目の中期達成割合が60%以上80%未満 D：中項目の中期達成割合が60%未満 ・小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 s 評価：4点 a 評価：3点 b 評価：2点 c 評価：1点 d 評価：0点 (◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)				
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達	◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を			評価 大項目(評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目(評価指標の「○」を付したもの)の評価を点数化して行う。中項	B 大項目(評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目(評価指標の「○」を付したもの)の評価を点数化して行う。中項

		成するためとるべき措置	達成するためとるべき措置			目の評価は、Aが1、Bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：6 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：1×3点＝ 3点 評価Bの中項目数：5×2点＝ 10点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 13 点（13／12＝108%）	目の評価は、Aが1、Bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：6 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：1×3点＝ 3点 評価Bの中項目数：5×2点＝ 10点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 13 点（13／12＝108%）			
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等		<評価と根拠> 評価B 満点：58 点（小項目 29×2 点） a 評価の小項目数：6×3 点＝18 点 b 評価の小項目数：23×2 点＝46 点 合計：18＋46＝64 点 64 点/58 点＝110% 畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は 110%であった。 肉用牛交付金交付については、令和元年度は、TPP11 協定の発効に伴い新たにスタートした法制化された交付金制度を適切に実施することができたこと、また、令和2年度は、国からの要請に基づく制度の見	<評価に至った理由> 項目別の評価（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価。以下同じ。）は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の各事業年度の評価を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評価はaが5、bが18であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：32 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：5×3点＝ 15点 評価bの小項目数：18×2点＝ 36点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：9） 合計 51 点（51／46＝111%） ・畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき法人が実施する経営安定対策については、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和元年度は、TPP11 協定の発効に伴い、新たな交付金制度を	<table><tr><th>評価</th><th>B</th></tr><tr><td><評価に至った理由> 項目別の評価（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価。以下同じ。）は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の各事業年度の評価を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評価はaが6、bが23であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：40 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：6×3点＝ 18点 評価bの小項目数：23×2点＝ 46点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：11） 合計 64 点（64／58＝110%） ・畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき法人が実施する経営安定対策については、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和元年度は、TPP11 協定の発効に伴い、新たな交付金制度を</td><td>B</td></tr></table>	評価	B	<評価に至った理由> 項目別の評価（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価。以下同じ。）は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の各事業年度の評価を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評価はaが6、bが23であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：40 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：6×3点＝ 18点 評価bの小項目数：23×2点＝ 46点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：11） 合計 64 点（64／58＝110%） ・畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき法人が実施する経営安定対策については、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和元年度は、TPP11 協定の発効に伴い、新たな交付金制度を	B
評価	B									
<評価に至った理由> 項目別の評価（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価。以下同じ。）は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の各事業年度の評価を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評価はaが6、bが23であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：40 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：6×3点＝ 18点 評価bの小項目数：23×2点＝ 46点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：11） 合計 64 点（64／58＝110%） ・畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき法人が実施する経営安定対策については、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和元年度は、TPP11 協定の発効に伴い、新たな交付金制度を	B									

				直しや、台風などの自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策についても遺漏なく実施したことにより、的確に経営安定対策を実施した。 緊急対策については、令和元年度の豚熱等の家畜疾病、台風、大雨、地震等の自然災害、令和2年度、3年度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和3年度の配合飼料価格安定制度の運営基盤強化への支援対策及び令和4年度の肉用子牛価格の低落や配合飼料価格高騰への支援対策事業等を国、地方自治体、事業実施主体と緊密に連携し、迅速かつ適切な対応により、短期間で的確に実施した。 ＜課題と対応＞ 特になし	スタートさせるため、事業関係者への丁寧な周知、システムの改善を行い、適切な交付金等の交付を実施した。また、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策として、生産者負担金の納付期限の延長措置等について、当省の要請に対して、速やかな要綱改正を行うなどの的確に実施したことは、評価できる。 ・緊急対策については、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和元年度は豚熱等の家畜疾病、台風、大雨、地震等の自然災害にかかる支援対策、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う支援対策、令和3年度は飼料穀物価格の高騰対策等について、当省の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。	スタートさせるため、事業関係者への丁寧な周知、システムの改善を行い、適切な交付金等の交付を実施した。また、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策として、生産者負担金の納付期限の延長措置等について、当省の要請に対して、速やかな要綱改正を行うなどの的確に実施したことは、評価できる。 ・緊急対策については、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和元年度は豚熱等の家畜疾病、台風、大雨、地震等の自然災害にかかる支援対策、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う支援対策、令和3年度は飼料穀物価格の高騰対策、令和4年度は配合飼料価格安定制度の補填金交付を行うため、融資機関からの借入に必要な利子相当額の支援等の事業等について、当省の要請に基づき、対策の公表後、的確、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。				
							評価	—	評価	—
							各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a b		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a b b	
(ア) 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：－業務日) 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、		(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。		◇(ア) 肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる		＜主要な業務実績＞ 肉用牛交付金については、毎年度、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。 また、TPP11 協定発効前までは、目標通り基金に係る補助金を概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に全て交付した。				

また、T P P等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。		a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	平成 30 年 12 月末の TPP11 協定の発効に伴い、従来の予算事業から法制化された交付金制度として新たにスタートした際には、事業関係者に対し丁寧に制度を周知した。また、法制化後は、令和 2 年度に交付金単価の算定の方法の見直し及び運用改善や、台風などの自然災害及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策としての生産者負担金の納付期限の延長措置等について、国からの要請に基づき、速やかに要綱改正を行うなどの的確に対応した。			
	(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 3 期中期目標期間実績：－業務日)	(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。	◇ (イ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であつた	＜主要な業務実績＞ 肉用牛交付金の交付状況に係る情報について、毎年度、交付を終了した日から 5 業務日以内にホームページで全て公表した。	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 － b b b	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 － b b b b

	（ウ）肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。 （第 3 期中期目標期間実績：－業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	（ウ）肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。	◇（ウ）肉豚交付金の交付 分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 30 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 肉豚交付金については、平均粗収益が平均コストを上回ったため、交付金の交付は行われなかった。 平成 30 年 12 月末の TPP11 協定の発効に伴い、従来の予算事業から法制化された交付金制度として新たにスタートした際は、事業関係者に対し丁寧に制度を周知した。また、法制化後の令和 2 年度は、断続的に全国各地で発生する豚熱（CSF）対策及び台風等の自然災害に伴う緊急支援策としての生産者負担金の納付期限の延長措置等について、国からの要請に基づき、速やかに要綱改正を行うなどの的確に対応した。		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	—	—	—	—		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	—	—	—	—	—
評価	—																																		
各事業年度の評価結果																																			
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																															
—	—	—	—																																
評価	—																																		
各事業年度の評価結果																																			
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																															
—	—	—	—	—																															
	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 （第 3 期中期目標期間実績：－業務日）	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。	◇（エ）ホームページによる交付状況の公表 分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 該当なし		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	—	—	—	—		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	—	—	—	—	—
評価	—																																		
各事業年度の評価結果																																			
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																															
—	—	—	—																																
評価	—																																		
各事業年度の評価結果																																			
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																															
—	—	—	—	—																															

	況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 （第3期中期目標期間実績：5業務日）	交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	給交付金の交付状況に係る情報について、毎年度、交付を終了した日から5業務日以内にホームページで全て公表した。	30年度 b	元年度 b	2年度 b	3年度 b	4年度	30年度 b	元年度 b	2年度 b	3年度 b	4年度 b		
	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携	◇ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる	＜主要な業務実績＞ 経営安定対策の補完対策にあつては、毎年度、必要のあった全ての新規・拡充事業等について、事業説明会等を実施した。 （第2の6の（1）のイ参照）	評価 —	各事業年度の評価結果 30年度 b	元年度 b	2年度 b	3年度 b	4年度	評価 —	各事業年度の評価結果 30年度 b	元年度 b	2年度 b	3年度 b	4年度 b

	の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 （第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%）																								
	（2）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。 （第3期中期目標期間実績：18業務日） 【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調	（2）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。	◇（2）緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 令和元年度の断続的に全国各地で発生する豚熱（CSF）の発生に伴う経口ワクチン散布等への支援対策や、台風、大雨、地震等の自然災害による畜舎等の損壊や停電被害を受けた生産者への支援対策、令和2年度、3年度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う一連の畜産支援対策、令和3年度の配合飼料価格安定制度の運営基盤強化への支援対策、令和4年度の肉用子牛価格の低落への支援対策及び配合飼料価格高騰への支援対策事業について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定し、国、地方自治体、事業実施主体と緊密に連携し、迅速かつ的確に事業を実施した。																					
	<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr></table> 各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td></td></tr></table>	評価	—	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	a	a	a		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr></table> 各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td></tr></table>	評価	—	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	a	a	a
評価	—																								
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																					
b	a	a	a																						
評価	—																								
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																					
b	a	a	a	a																					

	整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。						
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 平成30年度：決算額が予算額の20％程度となっているが、牛・豚枝肉価格、肉用子牛価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付等の発動が少なかったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。 本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。 令和元年度：決算額が予算額の11％程度となっているが、子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。 令和2年度：決算額が予算額の30％程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。 令和3年度：決算額が予算額の25％程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。 令和4年度：決算額が予算額の20％程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1ー2	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業 （2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 （3）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第4条、第14条、第24条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0189、0190、0192、0193

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度				30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
加工原料乳生産者補給交付金の支払請求件数	－	44 件	66 件	147 件	153 件	158 件	160 件		予算額（千円）	97,982,477	103,326,214	113,466,983	80,256,475	94,164,903	
									決算額（千円）	63,337,019	68,069,232	66,346,171	64,028,468	75,994,172	
									経常費用（千円）	60,988,102	66,820,877	64,950,839	63,136,265	74,809,118	
									経常利益（千円）	△7,991,425	△9,860,020	△8,510,870	△10,432,250	△1,410,347	
目標業務日以内に交付した件数	18 業務日以内の交付	44 件	66 件	147 件	153 件	158 件	160 件		当期総利益（千円）	1	7,466	9,565	1,870	6,281	
									行政コスト（千円）	－	66,820,877	64,950,839	63,136,265	74,809,118	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%		行政サービス実施コスト（千円）	28,477,095	－	－	－	－	
受託数量等を公表した回数	－	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回		従事人員数	20.39	22.70	22.70	22.70	22.70	
目標業務日以内に公表した回数	9 業務日以内の公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回								
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%								
加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数	－	一件	1 件	3 件	2 件	3 件	8 件								
目標業務日以	14 業務日以	一件	1 件	3 件	2 件	3 件	8 件								

[illegible]

	目標業務日以内に要綱を制定した事業数	18 業務日以内の要綱制定	—	5 事業	5 事業	16 事業	1 事業	3 事業							
	達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%							

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（酪農・乳業）関係に関するもの（指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

- 2) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 3) 経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	2 畜産(酪農・乳業)関係業務 (1) 経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	2 畜産(酪農・乳業)関係業務 (1) 経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	○2 畜産(酪農・乳業)関係業務 (1) 経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等		＜評定と根拠＞ 評定B 満点：116 点(小項目58×2点) a 評価の小項目数：5×3点＝15 点 b 評価の小項目数：53×2点＝106 点 合計 15+106＝121 点 121 点/116 点＝104% 畜産(酪農・乳業)関係業務については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は105%であった。 加工原料乳生産者補給交付金等の交付については、令和元年度は、平成 30 年の制度改正により交付対象事業者が大幅に増加した中、特に新規に参入した関係者に対して交付手続等についてきめ細かな対応を行ったことにより、的確に経営安定対策を実施した。	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 小項目の評定は a が 4、b が 43 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に 2 を乗じて得た数。以下同じ。) 小項目の総数：48 評定 s の小項目数：0×4点＝ 0 点 評定 a の小項目数：4×3点＝ 12 点 評価 b の小項目数：43×2点＝ 86 点 評価 c の小項目数：0×1点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0×0点＝ 0 点 (評価対象外：1) 合計 98 点 (98／94＝104%) ・畜産経営の安定に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策、需給調整・価格安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和元年度の加工原料乳生産者補給交付金等の交付について、制度改正により交付対象事業者が大幅に増加した中、特に新規に参入した関係者に対して交付手続等についてきめ細かな対応を行ったことは、評価できる。 ・緊急対策については、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を実施することとしており、令和元年度の台風、大雨、地震等の自然災害、令和2年度の新型コロナウイ		＜評定に至った理由＞ 小項目の評定は a が 5、b が 53 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に 2 を乗じて得た数。以下同じ。) 小項目の総数：60 評定 s の小項目数：0×4点＝ 0 点 評定 a の小項目数：5×3点＝ 15 点 評価 b の小項目数：53×2点＝106 点 評価 c の小項目数：0×1点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0×0点＝ 0 点 (評価対象外：2) 合計 121 点 (121／116＝104%) ・畜産経営の安定に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策、需給調整・価格安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和元年度の加工原料乳生産者補給交付金等の交付について、制度改正により交付対象事業者が大幅に増加した中、特に新規に参入した関係者に対して交付手続等についてきめ細かな対応を行ったことは、評価できる。 ・緊急対策については、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を実施することとしており、令和元年度の台風、大雨、地震等の自然災害、令和2年度の新型コロナウイ	

					緊急対策については、令和元年度の台風、大雨、地震等の自然災害、令和2、3年度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和3年度の暑熱等により、飼料作物が生育不良等になり、不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する事業、令和4年度の国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減を図る酪農経営体に対し、生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する事業を国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携し、迅速かつ適切な対応により、短期間で的確に実施した。	ルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和3年度の暑熱等により不足する自給飼料の酪農経営体等への支援対策について、当省の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。	ルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和3年度の暑熱等により不足する自給飼料の酪農経営体等への支援対策、令和4年度の国産粗飼料の利用拡大等に取り組む酪農経営体に対し、生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する対策等について、当省の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。		
(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する(対象事業者及び指定事業者から18業務日を越えた支払希望がある場合を除く。) (第3期中期目標期間実績：18業務日)	(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を越えた支払希望がある場合を除く。	◇(ア) 生産者補給交付金等の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 加工原料乳生産者補給交付金等の交付について、平成30年度から法改正を受けた新たな制度が開始され、交付対象事業者が大幅に増加(10者から88者)した中、毎年度、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に全て(交付対象事業者が18業務日を越えて支	<課題と対応> 特になし					
評価	—	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a b b	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a b b b						

	【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、T P P等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。		b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	払を希望したものを除く。）交付した。 特に、新たな制度がスタートした令和元年度には、加工原料乳生産者補給交付金業務の一層の迅速化を図るため、第1号交付対象事業者（注）に対し、事務の効率的処理への協力を要請する文書を発するとともに、現地調査等による指導を行った。
--	---	--	---	---

[illegible]

	(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。 (第 3 期中期目標期間実績：20 業務日)	(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	関する要望・意向を把握し、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。											
			◇(ウ) 価格高騰等の場合における 20 業務日以内の需要者へ売渡しの実施 分母を輸入の契約数(20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。)とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を 20 業務日以内に売渡した契約数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 指定乳製品等の安定的な供給を確保する観点から、農林水産大臣から承認を受けた品目について、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に全て需要者へ売渡しを行った。(20業務以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められた場合を除く。)なお、令和3年度、4年度は、指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるという状況に至らなかったため、当該輸入・売渡しは実施しなかった。											
			輸入承認数量												
			i バター (トン)												
			<table><tr><td>平成30年度</td><td>13,000</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>20,000</td></tr><tr><td>令和2年度 当初 検証後</td><td>20,000 14,000</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>－</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>－</td></tr></table>	平成30年度	13,000	令和元年度	20,000	令和2年度 当初 検証後	20,000 14,000	令和3年度	－	令和4年度	－		
平成30年度	13,000														
令和元年度	20,000														
令和2年度 当初 検証後	20,000 14,000														
令和3年度	－														
令和4年度	－														
			ii 脱脂粉乳 (トン)												
			<table><tr><td>平成30年度</td><td>13,800</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>－</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>－</td></tr></table>	平成30年度	13,800	令和元年度	－	令和2年度	－						
平成30年度	13,800														
令和元年度	－														
令和2年度	－														

評価		－			評価		－		
各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
b	b	b	－		b	b	b	－	－

				<table> <tr><td>令和3年度</td><td>—</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>—</td></tr> </table>	令和3年度	—	令和4年度	—				
令和3年度	—											
令和4年度	—											
(ウ) 上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末)	(ウ) 上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	◇ (エ) 売り渡した輸入バターの流通計画等の公表 分母を4回とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100% であった c：達成度合は、80% 以上 100%未満であった d：達成度合は、80% 未満であった	<主要な業務実績> 輸入バターの流通状況を把握するため、毎年度、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで全て公表した。									
(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の 19 日)	(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律 (昭和36年法律第183号) に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、	◇ (オ) 売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月 19 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%	<主要な業務実績> 売戻相手先から輸入許可書の速やかな提出を受けること等により、毎年度、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、翌月の 19 日までにホームページで公表した。									

	間実績：18 業務日) 【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められるところであり、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携しながら、短期間で実施要綱の制定を含む事業設計を行い、迅速かつ的確に実施する必要があるため。		c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は80%未満であった	輸入粗飼料等の価格の急騰による生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する事業について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。			
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 平成30年度：決算額が予算額の65%程度となっているが、生乳生産量の減少に伴い加工原料乳向け生乳数量が減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みよりも下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。 令和元年度：決算額が予算額の66%程度となっているが、生産者補給交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入れが当初の見込よりも少なかったことが要因である。 令和2年度：決算額が予算額の58%程度となっているが、加工原料乳生産者補給交付金等の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量及び買入価格が当初の見込みを下回ったことが要因である。 令和3年度：決算額が予算額の80%程度となっているが、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量が当初の見込みを下回ったことが要因である。 令和4年度：本セグメントにおいて、決算額が予算額の81%程度となっているが、畜産業振興事業費のうち酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業において、新型コロナウイルス感染拡大等に伴う建築資材や施工業者の不足、機械の納品の遅れ等により、当初の見込みから事業参加者が減少したことが主な要因である。

				野菜関係業務については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は111%であった。 指定野菜価格安定対策事業については、令和2年度は、リモートワークシステムを導入し、コロナ禍における機構及び登録出荷団体等の在宅勤務の推進及び感染症発生時の業務継続体制の強化を図ることができた。 契約指定野菜安定供給事業については、令和2年度は、オンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設するとともに、毎月オンライン商談会を開催し、契約取引の推進を図ることができた。 セーフティネット対策の適切な対応については、令和2年度は、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例について、農林水産省・全農等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A 集の配付、Web 説明会等により周知・徹底を図り、円滑に特例が施行できた。 野菜農業振興事業のうち契約野菜収入確保モデル事業については、令和2年度は、多	評価bの小項目数：21×2点＝42点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 63点（63／56＝112%） ・野菜生産出荷安定法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和2年度は、指定野菜価格安定対策事業における、リモートワークシステムの導入による業務継続体制の強化、オンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設し、毎月オンライン商談会を開催することによる契約取引の推進、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例について、当省・全農等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A 集の配付、Web 説明会等により周知・徹底を図ることによる円滑な特例の実施、及び契約野菜収入確保モデル事業の積極的な広報が評価できる。 ・需給調整・価格安定対策については、令和元年度は、野菜価格が大幅に低落する中で、初めてフードバンクへ野菜の提供を実施、令和2年度は、好天や新型コロナウイルス感染拡大の影響で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、平成18年度以来最大規模となる緊急需給調整事業を実施し、野菜の需給・価格の安定を図った。さらに、令和3年度は、暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中で、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等事業を大幅に見直し、当省・団体等と連携して当該見直しに係る周知をすることにより、価格低落時における緊急需給調整事業の取組が増加。さらに、国連が定めた国際果実野菜年2021の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ホームページにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成が図られたことが評価できる。	評価bの小項目数：27×2点＝54点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 78点（78／70＝111%） ・野菜生産出荷安定法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和2年度は、指定野菜価格安定対策事業における、リモートワークシステムの導入による業務継続体制の強化、オンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設し、毎月オンライン商談会を開催することによる契約取引の推進、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例について、当省・全農等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A 集の配付、Web 説明会等により周知・徹底を図ることによる円滑な特例の実施、及び契約野菜収入確保モデル事業の積極的な広報が評価できる。 ・需給調整・価格安定対策については、令和元年度は、野菜価格が大幅に低落する中で、初めてフードバンクへ野菜の提供を実施。令和2年度は、好天や新型コロナウイルス感染拡大の影響で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、平成18年度以来最大規模となる緊急需給調整事業を実施し、野菜の需給・価格の安定を図った。令和3年度は、暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中で、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等の事業の大幅な見直しに伴い、当省・団体等と連携して当該見直しに係る周知をすることにより、価格低落時における緊急需給調整事業の取組が増加。さらに、国連が定めた国際果実野菜年2021の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ホームページにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図った。令和4年度は、指定野菜14品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程を撮影・編集した動画を生産者、流通業者、消費者などからなる野菜需給協議会で共有し、消費
--	--	--	--	---	---	--

				様な手段で積極的な広報を行った結果、過去最高の採択額となり、コロナ禍の中、契約取引の推進を図ることができた。 また、緊急需給調整事業については、令和元年度は、野菜価格が大幅に低落する中で、初めてフードバンクへ野菜の提供を実施できたこと、令和2年度は、コロナ禍や好天で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、平成18年度以来最大規模の実績となったこと、令和3年度は、暖冬等の影響による主要野菜の価格の低迷の長期化を踏まえ事業を大幅に見直すことにより、野菜の需給・価格の安定を図るとともに、需給情報についても、“ベジ探”のリニューアル、コンテンツの拡充、国際果実野菜年への取組等による発信強化を図ったこと、令和4年度は、消費者向けに指定野菜14品目のほ場での収穫作業、調製作業及び選別作業など生産現場での収穫から出荷までの様子を撮影・編集し、消費者が普段見ることができない場面をYouTube（alicチャンネル）に動画で公開し、野菜需給協議会においても共有したことで、消費者のみならず野菜	者のみならず野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者に生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の醸成を図り、緊急需給調整事業の円滑な実施等にも貢献した。これらの十分な取組を実施したことは評価できる。
--	--	--	--	---	---

					の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の理解醸成を図ることができた。これらにより、十分な取組を行い、機動的かつ弾力的に実施した。 <課題と対応> 特になし		
	ア 指定野菜価格安定対策事業	ア 指定野菜価格安定対策事業	◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付	＜主要な業務実績＞		評価	—
	指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。	指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。	指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付については、毎年度、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に全て交付した。	各事業年度の評価結果	評価	—
	生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 （第3期中期目標期間実績：11業務日）		s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる	令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、リモートワークシステムを導入して、機構及び登録出荷団体等の在宅勤務の推進及び感染症発生時の業務継続体制の強化を図った。	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b	各事業年度の評価結果	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b b
	【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。		a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる				
	イ 契約指定野菜安定供給事業	イ 契約指定野菜安定供給事業	◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付	＜主要な業務実績＞		評価	—
	あらかじめ締結した	契約指定野菜安定供給事業		契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補	各事業年度の評価結果	評価	—
					30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	各事業年度の評価結果	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度

	(第3期中期目標期間実績：11 業務日) 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。		であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった																			
	エ 業務内容等の公表 ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：毎月)	エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 毎年度、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページで全て公表するとともに、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで全て公表した。		<table> <tr> <th>評価</th><th>—</th></tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr> <tr> <td>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</td><td></td></tr> <tr> <td>b b b b</td><td></td></tr> </table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		b b b b		<table> <tr> <th>評価</th><th>—</th></tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr> <tr> <td>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</td><td></td></tr> <tr> <td>b b b b b</td><td></td></tr> </table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		b b b b b
評価	—																					
各事業年度の評価結果																						
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度																						
b b b b																						
評価	—																					
各事業年度の評価結果																						
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度																						
b b b b b																						
オ セーフティネット対策の適切な対応 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）が農業保険法に改められ、収入保険が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要	◇オ セーフティネット対策の適切な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であっ	＜主要な業務実績＞ 収入保険の開始に伴う野菜事業の変更内容や収入保険に加入する場合の手続き等について、全国野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において周知を図った。		<table> <tr> <th>評価</th><th>—</th></tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr> <tr> <td>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</td><td></td></tr> <tr> <td>b b a b</td><td></td></tr> </table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		b b a b		<table> <tr> <th>評価</th><th>—</th></tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr> <tr> <td>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</td><td></td></tr> <tr> <td>b b a b b</td><td></td></tr> </table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		b b a b b		
評価	—																					
各事業年度の評価結果																						
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度																						
b b a b																						
評価	—																					
各事業年度の評価結果																						
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度																						
b b a b b																						

	とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。	た c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	令和2年度は、令和3年1月からの収入保険の新規加入者を対象とする野菜価格安定制度との同時利用の特例の開始に先立ち、農林水産省・全農等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A 集の作成・配付、留意事項のホームページでの案内や Web 説明会を開催し、事業内容の周知・徹底を図ったほか、令和4年度は、機構業務方法書実施細則を変更し特例を制定した。			
オ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)	カ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 毎年度、契約野菜収入確保モデル事業について、野菜事業担当者会議等で事業内容や申請手続き等の説明を行った。 令和2年度は、公募に際し、ホームページ、Facebook、情報誌、農業誌等の業界紙、生産者・実需者への個別情報提供など多様な手段で積極的に広報を行った結果、コロナ禍の中、過去最高の採択額となった。			
(2) 需給調整・価格安定対策	(2) 需給調整・価格安定対策	◇(2) 需給調整・価格安定対策	＜主要な業務実績＞ 毎年度、野菜事業担			

評価	—	評価	—
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b b		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b b	
評価	—	評価	—
各事業年度の評価結果		各事業年度の評価結果	

	野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)	野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 分母を需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	当者会議等を開催し、野菜農業振興事業について、事業内容や申請手続等の説明を行った。 令和元年度は、暖冬による野菜価格が大幅に低落する中で、農林水産省や事業実施主体と連携して、緊急需給調整事業の運用を見直し、供給過剰となった野菜のフードバンクへの提供を新たに実施した。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業務用需要の減少と好天による供給の増加で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、フードバンクへの提供等の緊急需給調整事業を実施し、野菜の需給・価格の安定を図るとともに、野菜総合情報データベース”ベジ探“のデザインのリニューアルや野菜レポートなどのコンテンツの拡充、野菜需給協議会メンバーへ提供する情報の拡充により、需給情報の発信を強化した。令和3年度は、緊急需給調整事業について、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入するなど事業を大幅に見直し、関係機関と連携して見直した事項に係る周知を図った。ま	30年度 b	元年度 a	2年度 a	3年度 a	4年度	30年度 b	元年度 a	2年度 a	3年度 a	4年度 a

			た、国連が定めた国際果実野菜年 2021 の取組として、毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバー等に提供し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図った。令和4年度は、緊急需給調整事業の円滑な推進のため、消費者向けに指定野菜 14 品目のほ場での収穫作業、調製作業及び選別作業など生産現場での収穫から出荷までの様子を撮影・編集し、消費者が普段見ることができない場面を YouTube (alic チャンネル) に動画で公開し、消費者の理解醸成を図るとともに、野菜需給協議会において共有することで、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性に係る共通認識の醸成を図った。		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の剥離理由) 平成30年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、指定野菜等の卸売価格が天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。 令和元年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、暖冬の影響で野菜価格が低落したことにより、生産者補給交付金について当初予算を上回る交付が見込まれたため、年度途中で予算の積増しを行ったところ、その後価格が堅調に推移したことに伴い、その全額が交付されるには至らなかったことが要因である。 令和2年度：決算額が予算額の85%程度となっているが、指定野菜の価格が堅調に推移したことにより生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。 令和4年度：決算額が予算額の60%程度となっているが、総じて価格が堅調に推移したことにより、生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1―4	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （１）経営安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務 （２）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0193

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度		
甘味資源作物 交付金概算払 請求の総件数	－	229 件	210 件	208 件	196 件	216 件	231 件		
目標業務日以 内に交付した 件数	8 業務日以 内の交付	229 件	210 件	208 件	196 件	216 件	231 件		
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
国内産糖交付 金の申請書受 理の総件数	－	184 件	158 件	183 件	174 件	185 件	190 件		
目標業務日以 内に交付した 件数	18 業務日以 内の交付	184 件	158 件	183 件	174 件	185 件	190 件		
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
交付決定数量 を公表した回 数	－	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回		
目標の期日ま でに公表した 回数	翌月の15 日 までの公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回		
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
でん粉原料用 いも交付金の	－	82 件	77 件	70 件	72 件	66 件	64 件		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務	○4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務		<評価と根拠> 評価B 満点：80点（小項目40×2点） a評価の小項目数：5×3点＝15点 b評価の小項目数：35×2点＝70点 合計：15＋70＝85点 85点/80点＝106％ 特産関係業務については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は106％であった。 調整金徴収業務については、令和元年度は、TPP11協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品をはじめ全対象品目についてWebシステムを導入し、全ての輸入者が100％Webを通じて売買手続きを行うよう、業務の効率化・合理化を図るとともに申請者の利便性の向上を図ることができた、また、令和2年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により担当職員が出勤困難となった場合等の非常時でも、通関手続きが停滞することのないよう	<評価に至った理由> 小項目の評価はaが5、bが27であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：32 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：5×3点＝15点 評価bの小項目数：27×2点＝54点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 69点（69／64＝108％） ・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・需給調整・価格安定対策について、令和元年度の砂糖関係業務においては、輸入指定糖等に加えてTPP11協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品を含む全対象品目の調整金徴収業務について、Webシステムを導入し、全ての輸入者が100％Webを通じて売買手続きを行うよう、業務の効率化・合理化を、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことが評価できる。	評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はaが5、bが35であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：40 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：5×3点＝15点 評価bの小項目数：35×2点＝70点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 85点（85／80＝106％） ・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・需給調整・価格安定対策について、令和元年度の砂糖関係業務においては、輸入指定糖等に加えてTPP11協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品を含む全対象品目の調整金徴収業務について、Webシステムを導入し、全ての輸入者が100％Webを通じて売買手続きを行うよう、業務の効率化・合理化を、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことが評価できる。	評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はaが5、bが35であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：40 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：5×3点＝15点 評価bの小項目数：35×2点＝70点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 85点（85／80＝106％） ・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・需給調整・価格安定対策について、令和元年度の砂糖関係業務においては、輸入指定糖等に加えてTPP11協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品を含む全対象品目の調整金徴収業務について、Webシステムを導入し、全ての輸入者が100％Webを通じて売買手続きを行うよう、業務の効率化・合理化を、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことが評価できる。

				う、業務の見直しやWeb システムの改修により売買手続きのオンライン化を完成させ、的確に対応した。さらに、令和３年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Web システムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。						
(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。 (第３期中期目標期間実績：８業務日)	(ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。	◇ (ア) 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を８業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、毎年度、機構が指定する電磁的方法による概算払い請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に全て交付した。	<課題と対応> 特になし	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b				

	交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 （第3期中期目標期間実績：翌月の15日）	物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。	日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	交付決定数量を翌月の15日までに全て公表した。																	
	イ でん粉関係業務 （ア）でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 （第3期中期目標期間実績：8業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	イ でん粉関係業務 （ア）でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	イ でん粉関係業務 ◇（ア）でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ でん粉原料用いも交付金については、毎年度、機構が指定する電磁的方法による概算払い請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から、8業務日以内に全て交付した。	<table> <tr> <th>評価</th><th>—</th></tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr> <tr> <td>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</td><td></td></tr> <tr> <td>b b b b</td><td></td></tr> </table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		b b b b		<table> <tr> <th>評価</th><th></th></tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr> <tr> <td>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</td><td></td></tr> <tr> <td>b b b b b</td><td></td></tr> </table>	評価		各事業年度の評価結果		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		b b b b b
評価	—																				
各事業年度の評価結果																					
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度																					
b b b b																					
評価																					
各事業年度の評価結果																					
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度																					
b b b b b																					

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			係機関と協議の上、輸入申告に必要な承諾書を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、対応方針をいち早く作成し危機管理の向上を図った。さらに、令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Webシステムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年11月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。			
イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)	イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日まで	◇イ でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組	<主要な業務実績> 毎年度、ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の15日までに全て公表した。 調整金徴収業務では、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ			
評価	—	評価				
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a a	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a a b					

		に公表する。	内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	て、多くの担当職員が出勤できず、業務システムの操作ができなくなった場合に備え、関係機関と協議の上、輸入申告に必要な承諾書を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、対応方針をいち早く作成し危機管理の向上を図った。また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染の拡大により多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Web システムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年 11 月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。			
--	--	--------	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 平成30年度：決算額が予算額の85%程度となっているが、てん菜、さとうきび生産量が当初見込みを下回ったことにより、甘味資源作物交付金及び国内産糖調整交付金の交付額が予算額を下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない 令和元年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。 令和3年度：決算額が予算額の86%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと及び調整金収入が当初の見込を下回ったことにより国庫納付金が減少したこと等が要因である。 令和4年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、砂糖生産振興事業が実施されなかったこと、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	5 情報収集提供業務 （１）調査テーマの重点化 （２）需給等関連情報の提供 （３）情報提供の効果測定		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の 合理化	当該事業実施に係る根拠（個別 法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0166、0174、0189、0190、0192、0193

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	
需給等関連情報 を提供した 件数	－	1, 227 件	1, 198 件	1, 137 件	1, 189 件	1, 237 件	1, 214 件			予算額（千円）	655, 268	647, 324	659, 219	675, 915	671, 882
										決算額（千円）	559, 216	518, 772	525, 524	515, 767	544, 762
										経常費用（千円）	556, 555	501, 354	507, 531	498, 526	529, 373
目標の期日ま でに提供した 件数	8 業務日又 は翌月まで の公表	1, 227 件	1, 198 件	1, 137 件	1, 189 件	1, 237 件	1, 214 件			経常利益（千円）	6, 197	26, 874	53, 202	55, 637	615, 515
										当期総利益（千円）	48, 135	26, 874	53, 202	55, 637	86, 142
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%			行政コスト（千円）	－	501, 354	507, 531	498, 526	529, 373
情報利用者の 満足度に係る 指標（5段階 評価、目標）	4.0 以上	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0			行政サービス実施コ スト（千円）	416, 308	－	－	－	－
										従事人員数	29. 30	25. 32	25. 32	25. 32	25. 32

注 1）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。
2）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	
						（見込評価）	（期間実績評価）
	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○ 5 情報収集提供業 務		＜評定と根拠＞ 評定 B 満点：70 点（小項目 35 × 2 点） s 評価の小項目数：1	評定 B ＜評定に至った理由＞ 小項目の評定は a が 3、b が 25 であり、これ らの合計数値の割合が基準となる数値※の 80% 以上 120%未満であることから、評定は B とし た。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 小項目の評定は s が 1、a が 4、b が 30 であ り、これらの合計数値の割合が基準となる数値※ の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。

				× 4 点＝4 点 a 評価の小項目数：4 × 3 点＝12 点 b 評価の小項目数：30 × 2 点＝60 点 合計：4 +12+60＝76 点 76 点/70 点＝109% 情報収集提供業務については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は 109 %であった。 調査テーマの重点化については、令和 2 年度は、独立行政法人日本貿易振興会（JETRO）への委託調査事業において、従来の北米及び EU に加え大洋州地域を新たに調査対象範囲とし海外情報収集・提供体制の強化を図るとともに、一般消費者の間で関心の高い食肉代替食品に関するレポートが、令和 4 年度からの高等学校用英語教科書で取り上げられることとなり、情報提供機会の拡大が図られた。令和 4 年度は、ウクライナ情勢による飼料費・燃料費などの高騰が農畜産物の需給に与える影響について、臨機応変な体制を組み、様々な情報源から情報を収集して、多様な情報提供媒体を通じ数多	（※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に 2 を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：28 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：3 × 3 点＝ 9 点 評価 b の小項目数：25 × 2 点＝ 50 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 59 点（59／56＝105%） ・調査テーマの重点化については、毎年度、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野毎に情報検討委員会を開催し、業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを検討、計画した上で、翌年度に重点テーマに即して、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行っている。特に、令和 2 年度は、独立行政法人日本貿易振興会（JETRO）への委託調査事業において、従来の北米及び EU に加え大洋州地域を新たに調査対象範囲とし海外情報収集・提供体制の強化を図るとともに、一般消費者の間で関心の高い食肉代替食品に関するレポートが、令和 4 年度からの高等学校用英語教科書で取り上げられることとなる等、情報提供機会の拡大が図られている。また、令和 3 年度は、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼について、YouTube 等の動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を大幅に増加させ、食肉代替食品等タイムリーなテーマを取り上げ、参加者から高評価を得ていることは評価できる。 ・情報提供の効果測定等については、情報提供の質の向上を図るため、情報誌「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施できている。特に、令和 2 年度は、新型コロナウイルスが感染拡大し、現地調査に制約がある中、Web 会議の活用や委託先の新規開拓を行うなど調査方法を工夫して取り組み、情報誌を休刊することなく発行して、アンケート調査を適切に実施したことは評価できる。	（※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に 2 を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：35 評価 s の小項目数：1 × 4 点＝ 4 点 評価 a の小項目数：4 × 3 点＝ 12 点 評価 b の小項目数：30 × 2 点＝ 60 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 76 点（76／70＝109%） ・調査テーマの重点化については、毎年度、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野毎に情報検討委員会を開催し、業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを検討、計画した上で、翌年度に重点テーマに即して、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行っている。特に、令和 2 年度は、独立行政法人日本貿易振興会（JETRO）への委託調査事業において、従来の北米及び EU に加え大洋州地域を新たに調査対象範囲とし海外情報収集・提供体制の強化を図るとともに、一般消費者の間で関心の高い食肉代替食品に関するレポートが、令和 4 年度からの高等学校用英語教科書で取り上げられることとなる等、情報提供機会の拡大が図られている。また、令和 3 年度は、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼について、YouTube 等の動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を大幅に増加させ、食肉代替食品等タイムリーなテーマを取り上げ、参加者から高評価を得ていることは評価できる。 さらに令和 4 年度は重点テーマ設定後に重要性が高まったウクライナ情勢による飼料費・燃料費などの高騰が農畜産物の需給に与える影響について、臨機応変な体制を組み、様々な情報源から情報を収集して、多様な情報提供媒体を通じ数多くの情報を積極的かつタイムリーに発信したことや香港への調査を速やかに実施するなど、重要性が増している中国の需給動向に関する情報収集・提供を精力的に行ったことが高く評価できる。 ・調査報告会の開催について、令和 4 年度に
--	--	--	--	---	--	---

				くの情報を積極的かつタイムリーに発信できたことや、新型コロナウイルスに係る規制緩和後、香港への調査を速やかに実施するなど、重要性が増している中国の需給動向に関する情報収集・提供を精力的に行った。 調査報告会の開催、講演依頼への対応については、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、対面での実施が困難な中、Web会議やYouTubeを活用して、現地の最新情報や食肉代替品といったタイムリーなテーマを取り上げ、参加者から高評価を得られた上、オンラインにより広く全国から参加があったこと、令和4年度は、豪州のWagyuに関する報告のYouTube配信の再生回数が265回と過去最高であったこと、農林水産省が発行する月報に「畜産の情報」の海外の需給動向に関する記事のURLが毎号掲載されたことから、調査成果の普及と情報ニーズの的確な把握が十分にできた。 情報提供の効果測定等については、情報提供の質の向上を図るためのアンケート調査を実施しているが、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大	Microsoft Teams やYouTube 等のインターネットツールを活用して、参加者が参加・視聴しやすい環境を整え、豪州のWagyu に関する報告のYouTube 配信で、過去最高の再生回数を実現できたこと、また、情報ニーズに即した情報提供をしていることから当省が発行する月報に「畜産の情報」の海外の需給動向に関する記事のURLが毎号掲載されたことが評価できる。
					・情報提供の効果測定等については、情報提供の質の向上を図るため、情報誌「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施できている。特に、令和2年度は、新型コロナウイルスが感染拡大し、現地調査に制約がある中、Web 会議の活用や委託先の新規開拓を行うなど調査方法を工夫して取り組み、情報誌を休刊することなく発行して、アンケート調査を適切に実施したことは評価できる。

				する中でも調査方法を工夫して取り組み、情報誌を休刊することなく発行することで、アンケート調査を適切に実施することができた。		
				<課題と対応> 特になし		

				レポートについて、令和4年度から使用される高等学校用教科書（1年生用英語）への引用が決定し、新たな学習指導要領に対応したコンテンツの提供に貢献した。令和4年度は、ウクライナ情勢による飼料費・燃料費などの高騰が農畜産物の需給に与える影響という重点テーマ設定後に重要性が高まったテーマについて、ウクライナ農業政策食料省や国連など行政機関の他、JETRO やコンサルタントなどの民間機関など様々な情報源から情報を収集し、ホームページ、情報誌、職員による講演などを通じ、数多くの情報を積極的かつタイムリーに発信するとともに、中国の需給動向の重要性が高まる中、新型コロナウイルスに係る規制の緩和後、中国（香港）において畜産物の消費に関する現地調査の実施や、従前より関係のあった中国農業大学と内蒙古财经大学に委託して中国の需給情報の収集・提供することができた。また、引き続きJETRO との委託により、北米、EU及び大洋州地域を対象範囲とした調査事業を実施し、情報の収集・提供業務を行う体制を維持		
--	--	--	--	---	--	--

ジで公表していたところ、農林水産省より、同省が発行している「食料安全保障月報」に掲載したいと依頼があり、「ALIC 提供」と明記された上で記事のURLが毎号掲載された。

①調査報告会の開催

平成30年度	10回
令和元年度	15回
令和2年度	3回 ※Web方式
令和3年度	6回 ※Web方式
令和4年度	4回 ※Web方式 1回 YouTube配信 3回

②外部からの講演依頼

平成30年度	11回
令和元年度	12回
令和2年度	1回
令和3年度	5回
令和4年度	8回

③新聞等での引用等

平成30年度	1,387件
令和元年度	1,085件
令和2年度	1,491件
令和3年度	1,366件
令和4年度	1,120件

④面談等による個別説明の要請等

平成30年度	30件
令和元年度	23件
令和2年度	3件
令和3年度	7件

		以上であり、顕著な成果がある a：達成度合は、120%以上であった b：達成度合は、100%以上 120%未満であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった				
また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	◇ウ 情報提供内容等の改善等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、アンケート調査結果や情報検討委員会での議論等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより業務の効率化を行うとともに、重点テーマに基づく調査の結果を特別編集として情報誌に反映させた。 特に、平成30年度から、情報誌のホームページの記事全てについてスマートフォン対応とし、令和元年度には、全ての情報誌における需給動向等の記事について、カラーユニバーサルデザインを導入した。 また、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大に関連した情報について、各国政府の対応など、需給に影響を与えるタイムリーな情報をホームページに掲載するととも			
評価	—	評価	—			
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b				

				に、情報誌に整理再掲載して、後日容易に参照可能な資料としてのニーズに応えた。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 平成30年度：決算額が予算額の85％程度となっているが、農畜産物の需給・価格動向を踏まえて、調査の内容及び回数を見直したことが要因である。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない 令和元年度：決算額が予算額の80％程度となっているが、海外における自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、海外現地調査の一部を中止したこと等が要因である。 令和2年度：決算額が予算額の80％程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。 令和3年度：決算額が予算額の76％程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。 令和4年度：決算額が予算額の81％程度となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外現地調査数が見込みより減少したこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	6　ＴＰＰ等政策大綱への対応		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条、畜産経営の安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度			30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
									予算額（千円）						
									決算額（千円）						
									経常費用（千円）						
									経常利益（千円）						
									当期総利益（千円）						
									行政コスト（千円）	－					
									行政サービス実施コスト（千円）		－	－	－	－	－
									従事人員数						

注）前述の畜産（肉畜・食肉等）関係業務、特産（砂糖・でん粉）関係業務の一環として実施しているため、主要なインプット情報は記載していない。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)	
				業務実績	自己評価				
	6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施でき	6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施でき	○6 TPP等政策大綱への適切 な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分	<主要な業務実績> 平成30年度、TPP11協定や日欧EPAの発効に伴い、牛・豚マルキン事業の法制化や砂糖の価格調整制度の対象への輸入加糖調製品の新規追加に対応すべく、新制度に係る業務が協定発効日から円滑に実施できるよう農林水産省と緊密な連携を図り、業務方法書や	<評定と根拠> 評定A 満点：2点（項目1×2点） A評価の項目数：1×3点＝3点 合計：3点 3点/2点＝150% TPP等政策大綱への対応については、中項目の中期達成割	評定 A	<評定に至った理由> 小項目の評定はaであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計3点（3/2＝150%）	<評定に至った理由> 小項目の評定はaであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計3点（3/2＝150%）	

	るよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。	るよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。	であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	内部規程の整備、関係団体や輸入業者等への周知のための全国説明会の開催等を限られた期間内に実施するなど、的確に準備を進めるとともに、協定発効後において当該業務を適切に実施した。	合が 150%となった。 農林水産省と緊密に連携しつつ、的確に進行管理を行うことで、T P P 11 協定発効日までに新制度に係る業務の機構内における実施体制を整備し、新制度の円滑な運用が図られるよう関係団体や輸入者等に対する説明会等を繰り返し開催した。特に、新たに調整金徴収業務の対象となった加糖調製品の輸入者がこれまでの制度対象者と異なることに加え、年間輸入申告件数（約 15,000 件）は、従来の輸入糖の売買件数（約 2,300 件）に比べ相当多いことから、業務量の増大を余儀なくされたが、手続の Web 化により最大限の合理化・効率化を図り、申請者の利便性の向上も実現して、適切に実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	＜評定に至った理由＞ ・T P P 11 協定の発効等に伴う牛・豚マルキン事業の法制化や砂糖の価格調整制度の対象への加糖調製品の新規追加に対応すべく、協定発効の日から新制度に基づく業務が円滑に行えるよう執行体制の整備や制度の事前説明会等を入念に行い、協定発効後においても当該業務を円滑に実施している。特に、加糖調製品を含む輸入糖等からの調整金徴収業務については、申請件数が大幅に増加することが予想されたことから、手続を Web 化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたことは評価できる。 各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 a — — —	＜評定に至った理由＞ ・T P P 11 協定の発効等に伴う牛・豚マルキン事業の法制化や砂糖の価格調整制度の対象への加糖調製品の新規追加に対応すべく、協定発効の日から新制度に基づく業務が円滑に行えるよう執行体制の整備や制度の事前説明会等を入念に行い、協定発効後においても当該業務を円滑に実施している。特に、加糖調製品を含む輸入糖等からの調整金徴収業務については、申請件数が大幅に増加することが予想されたことから、手続を Web 化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたことは評価できる。 各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 a — — — —
--	-----------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	---	--	--	---

4. その他参考情報
特になし

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1～2－9	2－1 業務運営の効率化による経費の削減 2－2 役職員の給与水準 2－3 調達等合理化 （1）「調達等合理化計画」に基づく取組 （2）競争性、透明性の確保 （3）監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 2－4 業務執行の改善 （1）業務全体の点検・評価 （2）補助事業の審査・評価	2－5 機能的で効率的な組織体制の整備 2－6 補助事業の効率化等 （1）透明性の確保 （2）効率的な事業の実施 2－7 I C Tの活用による業務の効率化 2－8 情報システムの適切な整備及び管理 2－9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0166、0174、0189、0190、0192、0193

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務経費(附帯事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制	(平成29年度業務経費(附帯事務費))	平成29年度比で1.0%の抑制	平成30年度比で1.0%の抑制	令和元年度比で1.0%の抑制	令和2年度比で1.0%の抑制	令和3年度比で1.0%の抑制	
	業務経費(当年度予算額)	－	2,984 百万円	2,954 百万円	2,924 百万円	※ 3,533 百万円	3,501 百万円	3,481 百万円	
	対前年度平均縮減率	－	－	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	
	達成度合	－	－	100%	100%	100%	100%	100%	
	一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	(平成29年度一般管理費)	平成29年度比で3.0%の抑制	平成30年度比で3.0%の抑制	令和元年度比で3.0%の抑制	令和2年度比で3.0%の抑制	令和3年度比で3.0%の抑制	
	一般管理費(当年度予算額)(百万円)	－	254 百円	246 百千円	239 百万円	237 百万円	231 百万円	224 百万円	
	対前年度平均縮減率	－	－	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
	達成度合	－	－	100%	100%	100%	100%	100%	
	締結した契約件数(真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く)	競争性のある契約の実施	308 件	322 件	269 件	220 件	235 件	198 件	
	競争性のある契約とし	－	308 件	322 件	269 件	220 件	235 件	198 件	

	た件数								
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	企画競争・公募等を実施した随意契約の件数	－	89 件	16 件	50 件	35 件	31 件	41 件	
	機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	企画競争・公募等の掲載	89 件	16 件	50 件	35 件	31 件	41 件	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	事業数	－	13 事業	13 事業	15 事業	15 事業	12 事業	15 事業	
	公募を実施した事業数	全ての事業について公募の実施	13 事業	13 事業	15 事業	15 事業	12 事業	15 事業	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	公表回数		8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	
	目標業務日以内に公表した回数	四半期終了月の翌月末	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	
	達成度合		100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）	－	5 事業	3 事業	3 事業	5 事業	4 事業	16 事業	
	事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	5 事業	3 事業	3 事業	5 事業	4 事業	16 事業	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	事業採択を行った件数		90 件	137 件	86 件	126 件	132 件	58 件	
	評価基準を満たしているものを採択した件数	評価基準を満たしているものを全て採択	90 件	137 件	86 件	126 件	132 件	58 件	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	利用状況調査対象件数		45 件	38 件	30 件	25 件	8 件	4 件	
	利用状況を確認した件数	対象件数の全てを確認	45 件	38 件	30 件	25 件	8 件	4 件	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	事後評価で効用が費用以下となった件数		2 件	0 件	1 件	2 件	0 件	1 件	
	現地調査等を通じ改善を指導した件数	全て改善を指導	2 件	－	1 件	2 件	－	1 件	
	達成度合	－	100%	－	100%	100%	－	100%	
	要領、実施計画及び交付申請の合計件数	－	1, 202 件	1, 352 件	1, 285 件	1, 455 件	1, 210 件	1, 237 件	
	目標業務日以内に承認通知及び交付決定の通知を行った件数	10 業務日以内の承認通知及び交付決定の通知	1, 202 件	1, 352 件	1, 285 件	1, 454 件	1, 210 件	1, 237 件	
	達成度合	－	100%	100%	100%	99. 9%	100%	100%	
	新規等の補助事業数		－	3 事業	4 事業	6 事業	2 事業	－	

評価手法導入事業数	全ての対象事業に 評価手法を導入	—	3 事業	4 事業	6 事業	2 事業	—	
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	—	

※ 令和2年度予算額は前年度予算額にＴＰＰ発効に伴う業務追加額、消費者物価指数及び消費税影響額を加えたうえで1%の削減を行っている。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	第 4 業務運営の効率化に関する事項	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			評価	B	評価	B
1 業務運営の効率化による経費の削減	1 業務運営の効率化による経費の削減	○ 1 業務運営の効率化による経費の削減			＜評価と根拠＞ 評価B 満点:20 点(小項目 10) × 2 点) b 評価の小項目数：10 × 2 点＝20 点 合計：20 点 20 点/20 点＝100% 業務運営の効率化による経費の削減については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100 %であった。	大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したものの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Aが1、Bが7であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価Aの中項目数：1 × 3 点＝ 3 点 評価Bの中項目数：7 × 2 点＝ 14 点 評価Cの中項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価Dの中項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 17 点（17／16＝106%）		大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したものの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Sが1、Aが1、Bが7であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 中項目の総数：9 評価Sの中項目数：1 × 4 点＝ 4 点 評価Aの中項目数：1 × 3 点＝ 3 点 評価Bの中項目数：7 × 2 点＝ 14 点 評価Cの中項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価Dの中項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 21 点（21／18＝117%）	
						評価	B	評価	B
						＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：8 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：8 × 2 点＝ 16 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 16 点（16／16＝100%） ・業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で対前年度比 1 %、一般管理費については 3 %の抑制が計画どおり行われている。		＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：10 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：10 × 2 点＝ 20 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 20 点（20／20＝100%） ・業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で対前年度比 1 %、一般管理費については 3 %の抑制が計画どおり行われている。	

					＜課題と対応＞ 特になし										
						評価	—				評価	—			
						各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b				
						評価	—				評価	—			
						各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b				

2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	た d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 給与水準については、毎年度、年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が国家公務員と同程度となるように取り組んだ。 また、手当を含め役職員給与の在り方について検証を行い、管理職の昇給幅の抑制等を行うとともに、検証結果等を公表した。	＜評定と根拠＞ 評定B 満点：10点（5項目×2点） B評価の項目数：5×2点＝10点 合計：10点 10点/10点＝100% 役職員の給与水準については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
		○2 役職員の給与水準 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する			評価 B	評価 B
		＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：4 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計8点（8／8＝100%） ・役職員の給与水準については、毎年度、年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が国家公務員と同程度となるよう管理職の昇給幅の抑制等の取組を実施しており、対国家公務員指数は、100は超えているものの国家公務員の俸給の特別調整手当（管理職手当）にあたる職員の割合が高いことが要因であり、このことを考慮すれば妥当である。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b			＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：5 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計10点（10／10＝100%） ・役職員の給与水準については、毎年度、年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が国家公務員と同程度となるよう管理職の昇給幅の抑制等の取組を実施しており、対国家公務員指数は、100は超えているものの国家公務員の俸給の特別調整手当（管理職手当）にあたる職員の割合が高いことが要因であり、このことを考慮すれば妥当である。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b	
3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を	3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を	○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組	＜評定と根拠＞ 評定B 満点：30点（小項目15×2点） b評価の小項目数：15×2点＝30点 合計：30点 30点/30点＝100% 随意契約の見直しに向けた計画的取組	評価 B	評価 B	
＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：12 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：12×2点＝24点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計24点（24／24＝100%）	＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：15 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：15×2点＝30点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計30点（30／30＝100%）					

	着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。	入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。		については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部有識者等からなる契約監視委員会により契約状況の点検を受けるなど契約に係る競争性、透明性の確保が図られている。このほか、監事への契約状況の報告を通じ、入札・契約の適正な実施についてのチェックが十分に行われている。	・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部有識者等からなる契約監視委員会により契約状況の点検を受けるなど契約に係る競争性、透明性の確保が図られている。このほか、監事への契約状況の報告を通じ、入札・契約の適正な実施についてのチェックが十分に行われている。	
	◇（１）「調達等合理化計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約件数(真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く)とし、分子を競争性のある契約件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約（少額随意契約を除く。）のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除いた全契約について、企画競争又は参加確認型公募とした。これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約全てについて、競争性のある契約とした。 また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況をホームページで公表した。			評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b
	◇（２）競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募等を実施した随意契約の件数とし、分子	＜主要な業務実績＞ 競争性・透明性を確保するため、毎年度、企画競争、参加確認型公募、不落・不調によ			評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b
					評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b

		を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	り実施した随意契約全てにおいて、機構掲示板及びホームページへ掲載した。																					
				評価		—			評価		—													
				各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b															
				評価		B			評価		B													
4 業務執行の改善					4 業務執行の改善					○ 4 業務執行の改善					＜評価と根拠＞ 評価B 満点：52点（小項目 26 × 2点） a 評価の小項目数：4					＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は a が 4、b が 18 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。				

				× 3 点＝12 点 b 評価の小項目数：22 × 2 点＝44 点 合計：12＋44＝56 点 56 点/52 点＝108％ 業務執行の改善については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は 108％であった。 業務全体の第三者機関による業務の点検・評価の実施については、令和 2 年度は、コロナ禍において環境整備、委員との調整を円滑に行い、Web 会議により機構評価委員会を開催し、的確に業務の点検・評価を行った。 また、第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映については、令和元、3 年度は、ホームページのコンテンツの拡充をはじめとする委員会での指摘事項を真摯に反映することで、業務運営の実質的な向上を実現できた。 第三者機関による補助事業の審査・評価については、令和 2 年度は、コロナ禍において環境整備、委員との調整を円滑に行い、補助事業に関する第三	小項目の総数：24 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：4 × 3 点＝ 12 点 評価 b の小項目数：18 × 2 点＝ 36 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 （評価対象外：2） 合計 48 点（48／44＝109％） ・業務全体の点検・評価については、理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、抽出された課題等への対応を的確に指示・確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。特に、令和 2 年度の第三者機関による業務の点検・評価の実施については、新型コロナウイルス感染拡大の影響下において環境整備、委員との調整を円滑に行い、Web 会議により機構評価委員会を開催し、的確に業務の点検・評価を実施、令和 3 年度には前年度に開催された委員会において意見が出されたホームページの改善について、真摯に反映することで、利用者の利便性の向上、業務運営の向上が図られている。 ・補助事業の審査・評価については、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中において、環境整備、委員との調整を円滑に行い、補助事業に関する第三者委員会を Web 会議により開催する等、事業の審査・評価に十分取り組んでいる。	小項目の総数：30 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：4 × 3 点＝ 12 点 評価 b の小項目数：22 × 2 点＝ 44 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 （評価対象外：4） 合計 56 点（56／52＝108％） ・業務全体の点検・評価については、理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、抽出された課題等への対応を的確に指示・確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。特に、令和 2 年度の第三者機関による業務の点検・評価の実施については、新型コロナウイルス感染拡大の影響下において環境整備、委員との調整を円滑に行い、Web 会議により機構評価委員会を開催し、的確に業務の点検・評価を実施、令和 3 年度には前年度に開催された委員会において意見が出されたホームページの改善について、真摯に反映することで、利用者の利便性の向上、業務運営の向上が図られている。 ・補助事業の審査・評価については、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中において、環境整備、委員との調整を円滑に行い、補助事業に関する第三者委員会を Web 会議により開催する等、事業の審査・評価に十分取り組んでいる。
--	--	--	--	--	---	---

機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	(1) 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	(1) 業務全体の点検・評価 ◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 毎年度、年度計画を具体化するための工程表（具体化推進シート）を年度初めに策定し、四半期毎に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて工程表に業務の進捗状況について自己評価を記述する欄を設け、業務の点検を実施した。	者委員会を Web 会議により開催し、的確に業務の点検・評価を行った。 ＜課題と対応＞ 特になし										
					評価		—			評価		—		
					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b				
		◇イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった	＜主要な業務実績＞ 毎年度、外部専門家・有識者からなる機構評価委員会を開催し、前年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。 令和2年度は、新型コロナウイルスの感											
					評価		—			評価		—		
					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b				

		b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	染拡大防止の観点から、環境整備や委員との調整を円滑に行い、Web 会議により同委員会を開催し、業務点検、評価に取り組んだ。																														
		◇ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、委員会の開催後、業務運営に反映すべき委員指摘事項について整理の上、必要に応じた業務運営への反映を行った。 具体的には、令和元年度は、ホームページにおいて、キッズコーナーへのコンテンツの追加、アンケートページの導入準備及び職員採用案内ページの運用改善並びにフェイスブックによる画像情報の積極的な発信などを実施、また、令和3年度は、ホームページにおいて、公開情報の更新や削除漏れに対する適正化を図ったほか、料理レシピの写真の解像度アップや食材別の分類の見直し、畜産の情報のバックナンバーの検索機能の改善等の取組を実施した。 なお、令和2年度、4年度は指摘事項はなかった。																														
	(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己	(2) 補助事業の審査・評価	<主要な業務実績>																														
		◇ア 事業の達成状																															
				<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>a</td><td>—</td><td>a</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	a	—	a		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>a</td><td>—</td><td>a</td><td>—</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	a	—	a	—
評価	—																																
各事業年度の評価結果																																	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																													
b	a	—	a																														
評価	—																																
各事業年度の評価結果																																	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																													
b	a	—	a	—																													
				<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>a</td><td>—</td><td>a</td><td>—</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	a	—	a	—	<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>a</td><td>—</td><td>a</td><td>—</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	a	—	a	—
評価	—																																
各事業年度の評価結果																																	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																													
b	a	—	a	—																													
評価	—																																
各事業年度の評価結果																																	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																													
b	a	—	a	—																													

	評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	況等の自己評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	毎年度、「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行った。		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b
		◇イ 第三者機関による事業の審査・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。 令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、環境整備や委員との調整を円滑に行い、Web 会議により同委員会を開催し、事業の審査、評価に取り組んだ。		評価 —	評価 —
		◇ウ 必要に応じた業務の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった	<主要な業務実績> 毎年度、委員会の開催後、業務の見直しにつなげるべき委員指摘事項への対応方針について整理の上、関係各部において必要に応じた業務の見直しを行った。なお、令和3年度、4年度は指摘事項はなかった。		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b —	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b — —
					評価 —	評価 —

	5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	○ 5 機能的で効率的な組織体制の整備 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> T P P 11 協定の発効に伴う業務内容の変更に対応するため、平成 30 年 10 月末に特産調整部に輸入に係る加糖調製品の調整金徴収業務を担当する輸入調整第二課を新設した。このほか、中期目標のセグメント区分と整合させる観点から畜産部門の組織を、また、より効率的な業務運営を進める観点から野菜 2 部及び特産業務部の課の体制をそれぞれ見直し、平成 31 年 3 月末に行った組織規程の一部改正により実施体制を整備した。	<評価と根拠> 評価 B 満点：2 点（項目 1 × 2 点） B 評価の項目数：1 × 2 点＝2 点 合計：2 点 2 点 / 2 点＝100% 機能的で効率的な組織体制の整備について、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合が 100%であった。 <課題と対応> 特になし				
							評価	B	評価	B
							<評価に至った理由> 小項目の評価は b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数：1 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2 / 2＝100%） ・TPP11 協定の発効に伴う業務内容の変更に対応するため、輸入加糖調製品からの調整金徴収業務を担当する課を新設する等、業務運営を機能的に推進する観点からの組織体制の整備が図られている。			
							各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b — — — 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b — — —			
6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	○ 6 補助事業の効率化等			<評価と根拠> 評価 B 満点：104 点（小項目 52 × 2 点） b 評価の小項目数：51 × 2 点＝102 点 c 評価の小項目数：1 × 1 点＝1 点 合計：102 + 1＝103 点 103 点 / 104 点＝99% 補助事業の効率化				
							評価	B	評価	B
							<評価に至った理由> 小項目の評価は b が 41、c が 1 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数：52 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：41 × 2 点＝ 82 点 評価 c の小項目数：1 × 1 点＝ 1 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 （評価対象外：10）			
							各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b — — — 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b — — —			

				等については、概ね、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合が 99%となった。 効率的な事業の実施のうち、事務処理手続きの迅速化については、進行管理システムの活用等により、速やかな事務処理を行っているが、令和2年度は、畜産業振興事業において、交付決定通知が遅れた案件が発生したため、達成割合が 99.9%（1,075 件 /1,076 件）となった。 ＜課題と対応＞ 受理から通知の発出までを迅速に実施するため、畜産業振興事業担当職員に向けた事務手続きに関する研修会において、事業実施主体から提出される各種申請書類の確認を徹底するよう指導した。	合計 83 点（83／84＝99%）	合計 103 点（103／104＝99%）																							
					・補助事業については、事業実施主体の選定に当たり、原則、公募により事業の実施の透明性を確保しつつ、事業の進行管理システムにより事務処理手続きの迅速化が図られている。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。 ・補助事業を適正かつ効果的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等については、適切に実施されている。 令和2年度に畜産業振興事業において、事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から 10 業務日以内に承認等を行うこととなっていたところ、1 件について交付決定通知が遅れたため、達成度合いが 99.9%であったことから c 評価となったが、令和3年度には改善され、達成度が 100%（b 評価）に戻ったところである。研修会を通じた指導等により、事務処理の改善が図られていると認められる。	・補助事業については、事業実施主体の選定に当たり、原則、公募により事業の実施の透明性を確保しつつ、事業の進行管理システムにより事務処理手続きの迅速化が図られている。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。 ・補助事業を適正かつ効果的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等については、適切に実施されている。 令和2年度に畜産業振興事業において、事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から 10 業務日以内に承認等を行うこととなっていたところ、1 件について交付決定通知が遅れたため、達成度合いが 99.9%であったことから c 評価となったが、令和3年度には改善され、達成度が 100%（b 評価）に戻ったところである。研修会を通じた指導等により、事務処理の改善が図られていると認められる。																							
					<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">各事業年度の評価結果</td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
評価	—																												
各事業年度の評価結果																													
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																									
b	b	b	b																										
評価	—																												
各事業年度の評価結果																													
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																									
b	b	b	b	b																									
（1）透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌	（1）透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。	（1）透明性の確保 ◇ア 分母を事業数（事業の性格・内容に照らし、公募による事業実施主体の選定になじまないものを除く。）とし、分子をこのうち公募を実施した事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認めら	＜主要な業務実績＞ 毎年度、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっては原則として公募を行った。																										

	月末までに公表する。 また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。		れる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった				
	ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を図るため、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における事業概要及び採択した事業の概要について、四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて全て公表した。				
				評価	—	評価	—
				各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b		
	イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対し	◇ウ 事業説明会等の実施 分母を新規に実施	＜主要な業務実績＞ 毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を				
				評価	—	評価	—
				各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	

		て法令遵守を含め指導を徹底する。	した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100% であった c：達成度合は、80% 以上 100%未満であった d：達成度合は、80% 未満であった	確保するため、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における新規事業・拡充事業の全てについて、事業実施主体等に対する事業説明会を実施するとともに、継続事業についても同様の会議を開催したほか現地調査についても計画的に実施した。	b b b b					b b b b b				
	（２）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。 また、畜産業振興事	（２）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。	（２）効率的な事業の実施 ◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより、執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。	評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b					評価 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b				
					—					—				

業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するように、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。

(第3期中期目標期間実績:要領等の受理から10業務日以内の承認等:99%)

ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。

◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択

分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。

s : 達成度合は 100%
であり、かつ、その達成
のための特に優れた
取組内容が認めら
れる

a : 達成度合は 100%
であり、かつ、その達
成のための優れた取
組内容が認められる

b：達成度合は 100%
 であった

c：達成度合は、80%以上 100%未満であった

d : 達成度合は、80%

＜主要な業務実績＞

毎年度、評価手法が開発されている施設整備事業について、費用対効果分析又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。

評価		—			評価		—		
各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
b	b	b	b		b	b	b	b	b

		未満であった																																
	イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	◇ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 毎年度、採択した事業実施計画について、施設の設置工事は計画に沿って進行していることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現地調査を必要とするものはなかった。		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	—	—	—	—		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	—	—	—	—	—
評価	—																																	
各事業年度の評価結果																																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																														
—	—	—	—																															
評価	—																																	
各事業年度の評価結果																																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																														
—	—	—	—	—																														
	ウ 費用対効果分析を実施している事業にあつては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までは利用状況の調査を行う。	◇エ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 分母を対象件数とし、分子を確認した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%	＜主要な業務実績＞ 毎年度、費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までのものについて利用状況を確認した。		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b	b
評価	—																																	
各事業年度の評価結果																																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																														
b	b	b	b																															
評価	—																																	
各事業年度の評価結果																																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																														
b	b	b	b	b																														

		以内に承認等を行う。	務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、令和 2 年度の畜産業振興事業 1 件を除く全ての事業が、10 業務日以内であった。																		
	オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。	◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 分母を新規等の補助事業数とし、分子を評価手法導入事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ コスト分析手法を適用する次の 15 事業により整備する器具・機材について、コスト分析基準の設定又は見直しを行った。 【新たなコスト分析基準の設定又は見直しを行った事業】 (平成 30 年度) ①酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 ②国産乳製品等競争力強化対策事業 ③肉畜出荷円滑化緊急対策事業 (令和元年度) ④酪農経営支援総合対策事業のうち地		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</td><td></td></tr><tr><td>b b b b</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		b b b b		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</td><td></td></tr><tr><td>b b b b —</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		b b b b —	
評価	—																					
各事業年度の評価結果																						
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度																						
b b b b																						
評価	—																					
各事業年度の評価結果																						
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度																						
b b b b —																						

			域の生産体制強化事業 ⑤堆肥舎等長寿命化推進事業のうち地域の実情に応じた堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証の取組 ⑥酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち後継牛預託育成体制整備事業 ⑦酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち労働負担軽減事業 (令和2年度) ⑧種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち種豚及び精液等の新たな供給拠点の整備 ⑨種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち接種区域外へ移動させることが出来なくなった肥育素豚の追加的な飼養 ⑩肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業 ⑪酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業 ⑫堆肥舎等長寿命化推進事業 ⑬畜産経営災害総合		
--	--	--	--	--	--

			対策緊急支援事業 (令和3年度) ⑭畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち家きん経営災害緊急支援対策事業 ⑮種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち種豚及び精液等の新たな供給拠点の整備 (令和4年度) 該当なし			
		◇ク 評価手法の必要に応じた改善等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、事業実施状況等を踏まえた結果、評価手法の改善等の必要がなかった。		評価 —	評価 —
					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 — — — —	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 — — — —
					評価 —	評価 —
	カ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。 また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決	◇ケ 決算上の不用理由の分析 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であつ	<主要な業務実績> 毎年度、畜産業振興事業等のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、翌年度に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b

			5 基金の見直しを行い、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業、畜産経営維持緊急支援資金融通事業及び加工原料乳生産者経営安定対策事業の基金の一部を返還。											
			(令和4年度) 5 基金の見直しを行い、使用見込みの低い基金はなかった。											
7 ICTの活用による業務の効率化 TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	7 ICTの活用による業務の効率化 TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	○7 ICTの活用による業務の効率化 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえ、毎年度、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進した。 平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う加糖調製品からの調整金徴収業務開始のため、既存の輸入指定糖等の調整金徴収業務にWeb 申請売買システムを導入することにより、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性の向上を図った。また、牛・豚マルキンについては、TPP11 協定等発効に伴う制度改正を踏まえた現行システムの改修を行った。このほか、勤務状況管理システムを導入し、出勤簿や休暇届等のペーパーレス化を図った。	<評定と根拠> 評定S 満点:10 点 (項目5×2 点) S評価の項目数:2×4 点=8 点 A評価の項目数:2×3 点=6 点 B評価の項目数:1×2 点=2 点 合計:8+6+2=16 点 16 点/10 点=160% ICTの活用による業務の効率化については、中項目の中期達成割合が 160%となり所期の目標を上回る成果となった。 平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴い、加糖調製品を含む輸入糖等からの調整金徴収業務において、申請件数が大幅に増加することが予想	<table><tr><th>評定</th><td>A</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定はsが1、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:4 評定sの小項目数:1×4 点= 4 点 評定aの小項目数:2×3 点= 6 点 評価bの小項目数:1×2 点= 2 点 評価cの小項目数:0×1 点= 0 点 評価dの小項目数:0×0 点= 0 点 合計 12 点 (12／8=150%) ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB 型シンククライアント機器や Web 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等について Web 方式で実施することを可能とし、業務</td></tr></table>	評定	A	<評定に至った理由> 小項目の評定はsが1、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:4 評定sの小項目数:1×4 点= 4 点 評定aの小項目数:2×3 点= 6 点 評価bの小項目数:1×2 点= 2 点 評価cの小項目数:0×1 点= 0 点 評価dの小項目数:0×0 点= 0 点 合計 12 点 (12／8=150%) ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB 型シンククライアント機器や Web 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等について Web 方式で実施することを可能とし、業務		<table><tr><th>評定</th><td>S</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定はsが2、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上で顕著な成果があることから、評定はSとした。 小項目の総数:5 評定sの小項目数:2×4 点= 8 点 評定aの小項目数:2×3 点= 6 点 評価bの小項目数:1×2 点= 2 点 評価cの小項目数:0×1 点= 0 点 評価dの小項目数:0×0 点= 0 点 合計 16 点 (16／10=160%) ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB 型シンククライアント機器や Web 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等について Web 方式で実施することを可能とし、業務</td></tr></table>	評定	S	<評定に至った理由> 小項目の評定はsが2、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上で顕著な成果があることから、評定はSとした。 小項目の総数:5 評定sの小項目数:2×4 点= 8 点 評定aの小項目数:2×3 点= 6 点 評価bの小項目数:1×2 点= 2 点 評価cの小項目数:0×1 点= 0 点 評価dの小項目数:0×0 点= 0 点 合計 16 点 (16／10=160%) ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB 型シンククライアント機器や Web 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等について Web 方式で実施することを可能とし、業務	
評定	A													
<評定に至った理由> 小項目の評定はsが1、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:4 評定sの小項目数:1×4 点= 4 点 評定aの小項目数:2×3 点= 6 点 評価bの小項目数:1×2 点= 2 点 評価cの小項目数:0×1 点= 0 点 評価dの小項目数:0×0 点= 0 点 合計 12 点 (12／8=150%) ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB 型シンククライアント機器や Web 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等について Web 方式で実施することを可能とし、業務														
評定	S													
<評定に至った理由> 小項目の評定はsが2、aが2、bが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上で顕著な成果があることから、評定はSとした。 小項目の総数:5 評定sの小項目数:2×4 点= 8 点 評定aの小項目数:2×3 点= 6 点 評価bの小項目数:1×2 点= 2 点 評価cの小項目数:0×1 点= 0 点 評価dの小項目数:0×0 点= 0 点 合計 16 点 (16／10=160%) ・平成30年度は、TPP11 協定等の発効に伴う、輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型コロナウイルス対策として、テレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB 型シンククライアント機器や Web 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等について Web 方式で実施することを可能とし、業務														

			令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、テレワーク推進を図るため、新たに設置した理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB型シンククライアント機器やWeb会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施し、緊急事態宣言下における政府等の出勤抑制に対しても適切に対応した。 令和3年度は、USB型シンククライアント機器等の長期貸与を開始した。また、砂糖・でん粉関係業務について、売買申込に係る審査を電子化するため必要なシステム改修を行い、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きを完成させるとともに、財務会計システムについて、在宅勤務中でも経理伝票類の作成が可能となるリモート化の構築を行った。さらに、肉用牛肥育経営安定交付金制度全国統一電算システムのWeb化の作業や指定乳製品売買システムのクラウド化の構築をそれぞれ行うとともに、文書管	されたことから、手続をWeb化し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性を高めたこと、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、テレワーク機器等を計画的かつ適切に整備・導入したことにより、自宅において、機構の自席と同様の環境で業務を行うことができることになったほか、対面による会議やイベント等がWeb方式により実施可能となったことから、業務の円滑化、効率化が図られるとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続の実現に繋がったこと、令和3年度は、USB型シンククライアント機器等の長期貸与等により急遽在宅を余儀なくされた場合でも業務に支障をきたすことなく運営することができたこと、令和4年度は、文書管理及び会計事務の電子決裁化に対応したシステムの構築や業務システムのWeb化等を計画的に進めたほか、グループウェア（Garoon）を用いた内部の申請手続きの電子化に取り組んだことにより、業務の合理化・効率化が	の円滑化、効率化を図るとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続を実現し、緊急事態宣言下における政府等の出勤抑制に対しても適切に対応した、令和3年度は、次年度からeMAFF等を活用したオンラインによる業務申請を活用するため、法人にてオンライン化の方針を策定したことは、目標を上回る成果があったと認められる。 各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>a</td><td>b</td><td>s</td><td>a</td><td></td></tr></table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	a	b	s	a		の円滑化、効率化を図るとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続を実現し、緊急事態宣言下における政府等の出勤抑制に対しても適切に対応したこと、令和3年度は次年度からeMAFF等を活用したオンラインによる業務申請を活用するため、法人にてオンライン化の方針を策定、令和4年度はeMAFFの本格的運用について、当初の計画では令和5年度中にオンライン化を完了する予定であったが、計画を大幅に前倒しし、運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、機構へ直接申請する生産者に加え、積立金管理者を通じて申請する生産者についてもeMAFFにより申請できる体制を構築したこと、また、指定乳製品等の輸入・売買システムのクラウド化の本格運用により、第5期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができたこと等、ICTの活用による業務運営の大幅な効率化を実現したことは目標を上回る顕著な成果があったものと認められる。 各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>a</td><td>b</td><td>s</td><td>a</td><td>s</td></tr></table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	a	b	s	a	s
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																						
a	b	s	a																							
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																						
a	b	s	a	s																						

			理及び会計事務の電子決裁化について、令和4年度中の運用開始に向けたシステム構築等の準備を計画的に実施した。このほか、機構業務のオンライン化について、令和3年9月に「機構業務のオンライン化に向けた基本的な推進方針」を定め、原則、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用することとし、令和4年度中の本格運用に向けて、集中的に実装作業に取り組んだ。 令和4年度は、文書管理及び会計事務の電子決裁化に対応したシステムを構築した。また、グループウェア（Garoon）を用いた内部の申請手続きの電子化を進めた。さらに、肉用牛交付金システムについては、機構がデータを一元的に管理することで都道府県団体がオンラインで制度対象牛を登録等することを可能とする Web 化の作業を、指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムについては、指定乳製品等の輸入者などが輸入予定から検収までの情報を Web 上で入力・閲覧することを可能とするクラウド化の構築をそれぞれ行い、年度内に運	図られたこと、指定乳製品等の輸入・売買システムのクラウド化の本格運用により、第5期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができたこと、行政手続のデジタル化及び食品の輸出促進の観点から砂糖・でん粉関係業務に係る売買差額返還請求手続のオンライン化を行うことにより、食品製造会社等の調整金返還請求者の利便性の向上や事務の効率化を行うことができた。 また、肉用牛肥育経営安定交付金制度については、機構へ直接申請する生産者だけでなく、積立金管理者を通じて申請する生産者に対しても、eMAFF を活用した申請方法を提供するなど、ICT の活用による業務運営の大幅な効率化を図った。これらにより、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果となった。 <課題と対応> 特になし	
--	--	--	--	--	--

			用を開始した。このほか、砂糖・でん粉関係業務に係るシステムについて、既にオンライン化した一連の手続に加え、砂糖・でん粉を使用した食品を輸出した場合の売買差額返還請求手続についても、行政手続のデジタル化及び食品の輸出促進の観点から、オンラインで行える機能を追加した。加えて、機構業務に係る手続き等における関係者の利便性の向上、業務運営の簡素化・効率化等を図る観点から、eMAFF の活用について、本格運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度については、機構へ直接申請する生産者だけでなく、積立金管理者を通じて申請する生産者についてもeMAFFにより申請できるよう構築した。																					
8 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整	8 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整	○8 情報システムの適切な整備及び管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった	＜主要な業務実績＞ PMOの設置等の体制整備について、令和4年9月の中期計画の変更後、速やかに検討方針を作成し、それに基づく検討を実施した。具体的には、既存の部署を活用した令和5年度当初の設置を実現するため、「デジタル・ガバメン	＜評定と根拠＞ 評定A 満点：2点（項目1×2点） A評価の項目数：1×3点＝3点 合計：3点 3点/2点＝150% 情報システムの適	<table><tr><th>評定</th><td></td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>2年度</td><td>3年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>4年度</td><td></td></tr></table>	評定		各事業年度の評価結果		30年度	元年度	—	—	2年度	3年度	—	—	4年度		<table><tr><th>評定</th><td>A</td></tr><tr><td>＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はaが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点</td><td></td></tr></table>	評定	A	＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はaが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点	
評定																								
各事業年度の評価結果																								
30年度	元年度																							
—	—																							
2年度	3年度																							
—	—																							
4年度																								
評定	A																							
＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はaが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点																								

	備を検討する。	備を検討する。	c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	ト推進標準ガイドライン(令和4年4月20日最終改定)」が示すPMOの機能を参考に、機構におけるITガバナンスの現状分析と、不足している機能の洗い出しを行い、機構として適当なPMOの体制・役割を決定し、設置に必要な規程を令和4年度中に整備した。	切な整備及び管理については、中項目の中期達成割合が150%となった。 機構における情報システムの統一かつ効率的な整備及び管理を推進するためのPMOを令和5年4月1日に設置することができた。 特に令和4年9月の中期計画の変更後から、PMOの設置に向けた検討を開始したにも関わらず、短期間で機構に必要な機能等の整理やPMOの役割・体制を決定し、早期にPMOを設置できたことは、中期計画における所期の目標を上回る成果となった。 ＜課題と対応＞ 特になし		合計 3点（3／2＝150%） ・デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、令和4年9月に中期計画を変更しPMOの設置に向けた検討を行うこととしたところ、短期間で必要な機能等の整理やPMOの役割・体制を決定し、早期（令和5年4月1日）に設置できたことは目標を上回る成果があったものと認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 － － － － a							
第5 財務内容の改善に関する事項 3 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講	9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講	○9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 （指標＝適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった	＜主要な業務実績＞ 短期借入金の借入に当たり、毎年度、一般競争入札を実施し、翌年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率（スプレッド）を、各年度とも低く設定することができた。 また、年末年始を除く全ての借入期間を1週間以内とし利率を最も低くすることにより、借入利率の削減を行った。（固定利	＜評定と根拠＞ 評定B 満点：10点（項目5×2点） B評価の項目数：5×2点＝10点 合計：10点 10点/10点＝100% 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制については、中項目の中期達成割合が100%であった。	<table><tr><td>評定</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：4 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点（8／8＝100%） ・短期借入金の借入に当たり、毎年度、一般競争入札を実施し、借入利率のうち固定利率</td></tr></table>	評定	B	＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：4 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点（8／8＝100%） ・短期借入金の借入に当たり、毎年度、一般競争入札を実施し、借入利率のうち固定利率		<table><tr><td>評定</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：5 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 10点（10／10＝100%） ・短期借入金の借入に当たり、毎年度、一般競争入札を実施し、借入利率のうち固定利率</td></tr></table>	評定	B	＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：5 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 10点（10／10＝100%） ・短期借入金の借入に当たり、毎年度、一般競争入札を実施し、借入利率のうち固定利率	
評定	B													
＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：4 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点（8／8＝100%） ・短期借入金の借入に当たり、毎年度、一般競争入札を実施し、借入利率のうち固定利率														
評定	B													
＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：5 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 10点（10／10＝100%） ・短期借入金の借入に当たり、毎年度、一般競争入札を実施し、借入利率のうち固定利率														

	じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	率の推移) 30年度：0％ 元年度：0％ 2年度：0.1％ 3年度：0.1531％ 4年度：0.0256％ なお、令和4年度は、でん粉勘定についても、令和5年2月から3月にかけて、交付金の支払資金が一時的に不足することが見込まれたため、令和4年10月4日に一般競争入札を実施（応札金融機関：3者）し、令和4年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率（スプレッド）を低く設定することができた。 また、全ての借入期間を1週間以内とし利率を最も低くすることより、借入利率を0.01％に抑制した。	<課題と対応> 特になし	（スプレッド）を、各年度とも低く設定できており、また、年末年始を除く全ての借入期間を1週間以内とし利率を最も低くすることにより、借入利率の削減をしている。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	（スプレッド）を、各年度とも低く設定できており、また、年末年始を除く全ての借入期間を1週間以内とし利率を最も低くすることにより、借入利率の削減をしている。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b
--	---	--	--	--	-----------------	--	--

4. その他参考情報
(契約に係る事務手続等) 契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。 契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、経理部担当総括調整役、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。 また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。 (第三者への再委託) 委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとしており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成30～令和3年度においては、91件（少額随意契約を除く。）について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。

(1 者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②ICT 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信やホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート調査の実施、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施した。この結果、1 者応札は平成 30 年度 46 件、令和元年度 32 件、令和 2 年度 40 件、令和 3 年度 39 件、令和 4 年度 51 件となった。なお、令和 2 年度及び令和 4 年度において前年度より増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大の影響下において専門性の高い海外等の調査委託業務が増えたことによるものである。

(法人の長に対する報告)

毎年度開催された契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。

(会計検査院からの指摘への対応)

平成 30 年度～令和 4 年度に、会計検査院からの指摘はなかった。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0166、0174、0189、0190、0192、0193

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評定	B	評定	B
	第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	◎第3 予算、収支計画及び資金計画			大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）		大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）	
						中項目の総数：2 評定Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評定Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 4 点（4／4＝100%）		中項目の総数：2 評定Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評定Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 4 点（4／4＝100%）	
	1 財務運営の適正化	4 財務運営の適正化	○1 財務運営の適正化		<評定と根拠> 評定B 満点：20点（小項目10×2点） b 評価の小項目数：10×2点＝20点	評定	B	評定	B
						<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。		<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。	
						小項目の総数：8		小項目の総数：10	

				合計：20 点 20 点/20 点＝100% 財務運営の適正化については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評価 s の小項目数：0×4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0×3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：8×2 点＝ 16 点 評価 c の小項目数：0×1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0×0 点＝ 0 点 合計 16 点 (16／16＝100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。					評価 s の小項目数：0×4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0×3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：10×2 点＝ 20 点 評価 c の小項目数：0×1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0×0 点＝ 0 点 合計 20 点 (20／20＝100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。									
					評価	—				評価	—								
					各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 b b b b					各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 b b b b									
					評価	—				評価	—								
中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。 独立行政法人会計基準の改訂(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。 また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。					独立行政法人会計基準の改訂(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。 また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。					◇（1）収益化単位の業務毎の予算と実績の適正な管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する ◇（2）業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示となるよう取り組む s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であ					＜主要な業務実績＞ 平成 30 年度、「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について」(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5928 号)を改正し、同規程等に基づき、毎年度、収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。 ＜主要な業務実績＞ 平成 30 年度、決算において、適正なセグメント情報が開示できるよう、様式、表記内容等を会計監査人と相談した上で整備し、毎年度決算において、業務内容等に応じた				

	2 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	5 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	り、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行った。			
			○ 2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 (指標＝毎月 2 回以上の運用、有価証券による運用の実施) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する (経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響があった場合には、これを捨象して評価する。)	＜主要な業務実績＞ 毎年度、「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月 2 回以上実施した。 また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定 B 満点：10 点（項目 5 × 2 点） B 評価の項目数：5 × 2 点＝10 点 合計：10 点 10 点/10 点＝100% 資金の管理及び運用については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
					評価 B 満点：10 点（項目 5 × 2 点） B 評価の項目数：5 × 2 点＝10 点 合計：10 点 10 点/10 点＝100% 資金の管理及び運用については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評価 B 満点：10 点（項目 5 × 2 点） B 評価の項目数：5 × 2 点＝10 点 合計：10 点 10 点/10 点＝100% 資金の管理及び運用については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評価 B 満点：10 点（項目 5 × 2 点） B 評価の項目数：5 × 2 点＝10 点 合計：10 点 10 点/10 点＝100% 資金の管理及び運用については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし

4. その他参考情報
(資金の保有状況等) 畜産関係の資金として、調整資金及び畜産業振興資金(関連法人等に対する出資金見合等を含む。)、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金を保有しているが、これらの資金については、国庫等から受け入れた事

業財源であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これらについては、毎年度、出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。

なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体		(単位：百万円、%)				
		平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		35,612	31,118	22,283	9,131	6,775
目的積立金		—	—	—	—	—
積立金		—	608	880	4,855	4,657
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務		351	586	553	592	—
当期の運営費交付金交付額(a)		2,441	2,608	2,653	2,699	2,901
	うち年度末残高(b)	351	235	292	331	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)		14.4	9.0	11.0	12.3	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定		(単位：百万円、%)				
		平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		870	870	870	870	870
目的積立金		—	—	—	—	—
積立金		—	0	75	179	201
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務		188	294	200	176	—
当期の運営費交付金交付額(a)		793	737	633	674	698
	うち年度末残高(b)	188	106	94	82	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)		23.7	14.4	14.8	12.2	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	27, 622	25, 293	17, 078	7, 181	5, 773
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					

(注 1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注 2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	354	414	564	639
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	80	162	152	160	—
当期の運営費交付金交付額 (a)	357	489	601	594	764
うち年度末残高 (b)	80	83	69	108	—
当期運営費交付金残存率 (b ÷ a)	22. 4	17. 0	11. 5	18. 2	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	60	86	143	180	—
当期の運営費交付金交付額 (a)	926	1, 007	1, 035	1, 039	1, 009
うち年度末残高 (b)	60	27	99	94	—
当期運営費交付金残存率 (b ÷ a)	6. 5	2. 7	9. 6	9. 0	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	2, 960	2, 960	2, 341	1, 080	132
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	254	388	408	432
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	15	30	50	68	—
当期の運営費交付金交付額(a)	311	314	331	337	373
うち年度末残高(b)	15	15	28	41	—
当期運営費交付金残存率(b÷ a)	4. 8	4. 8	8. 5	12. 2	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4, 161	1, 994	1, 994	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	0	4	3, 705	3, 386
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	9	13	8	8	—
当期の運営費交付金交付額(a)	54	61	54	55	58
うち年度末残高(b)	9	5	3	5	—
当期運営費交付金残存率(b÷ a)	16. 7	8. 2	5. 6	9. 1	—

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
4	短期借入金の限度額			
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：0193	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値 等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	－	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金額の十分な精査			評価	B	評価	B
						大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Bであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）		大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）	
						中項目の総数：3 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：1×2点＝ 2点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：2） 合計 2 点（2／2＝100%）		中項目の総数：3 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：1） 合計 4 点（4／4＝100%）	
						評価	－	評価	
						各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 － － － －		各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 － － － －	
		○1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった	＜主要な業務実績＞ 資金の状況を常に把握した結果、平成 30 年度から令和 4 年度に借入れの必要はなかった。	＜評価と根拠＞ 評価－ ＜課題と対応＞ －					

			a：取組は十分にあり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する				
		2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。	○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分にあり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分にあり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 平成 30 年度から令和 4 年度における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であった。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額について借り入れたものである。 【期末借入残高の推移】 30年度：169億円 元年度：251億円 2年度：287億円 3年度：418億円 4年度：537億円	<評価と根拠> 評価B 満点：10 点（小項目 5 × 2 点） B評価の小項目数：5 × 2 点＝10 点 合計：10 点 10 点/10 点＝100% 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れについては、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100%であった。 <課題と対応> 特になし	評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：4 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：4 × 2 点＝ 8 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 8 点（8／8＝100%） ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。 <今後の課題> ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成 22 年 10 月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成 30 年度においては減少したが、令和元	評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：5 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：5 × 2 点＝ 10 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 10 点（10／10＝100%） ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。 <今後の課題> ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成 22 年 10 月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成 30 年度においては減少したが、令和元

					年度から令和３年度の収支は、国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少及び、近年、さとうきび・てん菜の生産が堅調であることに伴う国内産糖価格調整事業の支出の増加により欠損金が増加している。この結果、平成 29 年度末の繰越欠損金 263 億円は、令和３年度末には 455 億円と増加しており、繰越欠損金の解消に至っていないことから、今後もこうした取組を継続する必要がある。 各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30 年度</td><td>元年度</td><td>2 年度</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	b	b	b	b		年度から令和４年度の収支は、国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少及び、近年、さとうきび・てん菜の生産が堅調であることに伴う国内産糖価格調整事業の支出の増加により欠損金が増加している。この結果、平成 29 年度末の繰越欠損金 263 億円は、令和４年度末には 562 億円と増加しており、繰越欠損金の解消に至っていないことから、今後もこうした取組を継続する必要がある。 各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30 年度</td><td>元年度</td><td>2 年度</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr></table>	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	b	b	b	b	b					
30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度																											
b	b	b	b																												
30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度																											
b	b	b	b	b																											
		3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 120 億円とする。	○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった	<主要な業務実績> 資金の状況を把握した結果、平成 30 年度から令和３年度に借入れの必要はなかった。 令和４年度は、令和５年２月から３月にかけて、でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金が一時不足したため借入金が発生したが、３月末にはすべて償還した。	<評定と根拠> 評定 B 満点：２点（小項目 1 × 2 点） B 評価の項目数：1 × 2 点＝２点 合計：２点 ２点/ ２点＝100％ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金	<table><tr><td>評定</td><td>—</td></tr></table> 各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30 年度</td><td>元年度</td><td>2 年度</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table>	評定	—	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	—	—	—	—		<table><tr><td>評定</td><td>B</td></tr></table> 各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30 年度</td><td>元年度</td><td>2 年度</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>b</td></tr></table> ・でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れについては、計画通りに実施しており、令和４年度に発生した借入金は、令和５年３月末にはすべて償還している。	評定	B	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	—	—	—	—	b
評定	—																														
30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度																											
—	—	—	—																												
評定	B																														
30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度																											
—	—	—	—	b																											

			c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する		の一時不足となる場合における短期借入れについては、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 令和4年度に発生した借入金は、令和5年3月末にはすべて償還しており、短期借入金残額は0円となった。 <課題と対応> 特になし		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
(砂糖勘定の繰越欠損金) 繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。 令和元年度から令和4年度において、調整金等収入が交付金等支出を下回ったことから、平成29年度末に263億円あった繰越欠損金は、令和4年度末には562億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：0193

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値 等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			評価 B	評価 B
						大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80％以上 120％未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：2 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 4 点（4／4＝100％）	大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80％以上 120％未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：2 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 4 点（4／4＝100％）
						評価 B	評価 B
						＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上 120％未満であることから、評価はBとした。	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上 120％未満であることから、評価はBとした。
		緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施	○1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の	＜主要な業務実績＞ 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された	＜評価と根拠＞ 評価B 満点：10 点（項目 5 × 2 点） B評価の項目数：5 × 2 点＝10 点	小項目の総数：4	小項目の総数：5

	に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。	実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及びの実施に伴う返還金等の金銭による納付 s :取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a :取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	畜産業振興事業の実施に伴う返還金、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫納付を行った。 (各年度における国庫納付額) 30年度:26,600百万円 元年度:31,104百万円 2年度:1,230百万円 3年度:1,007百万円 4年度:1,102百万円	合計:10点 10点/10点=100% 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評価sの小項目数:0×4点=0点 評価aの小項目数:0×3点=0点 評価bの小項目数:4×2点=8点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計8点(8／8=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b	評価sの小項目数:0×4点=0点 評価aの小項目数:0×3点=0点 評価bの小項目数:5×2点=10点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計10点(10／10=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b				
	平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。	○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 s :取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a :取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費で措置された平成23年度畜産業振興事業のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業に係る返還金等について、四半期毎に金銭により国庫納付を行った。 なお、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業に係る返還は平成30年度で完了している。 (各年度の国庫納付額) 30年度:145百万円 元年度:40百万円 2年度:13百万円 3年度:11百万円	＜評価と根拠＞ 評価B 満点:10点(項目5×2点) B評価の項目数:5×2点=10点 合計:10点 10点/10点=100% 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr></table> ＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数:4 評価sの小項目数:0×4点=0点 評価aの小項目数:0×3点=0点 評価bの小項目数:4×2点=8点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計8点(8／8=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b	評価	B	<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr></table> ＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数:5 評価sの小項目数:0×4点=0点 評価aの小項目数:0×3点=0点 評価bの小項目数:5×2点=10点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計10点(10／10=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b	評価	B
評価	B									
評価	B									

				4年度： 4百万円			
--	--	--	--	-----------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	－	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	－	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －	評定	－	評定	
						各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度		各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度	
						－	－	－	－

4. その他参考情報	
特になし	

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
7	剰余金の使途			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	－	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値 等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	－	第7 剰余金の使途 人材育成のための研 修、職場環境等の充実 など業務運営に必要な ものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途につい て、中期計画に定めた 使途に充てた結果、当 該事業年度に得られた 成果 s :取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕 著な成果があった a :取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成 果があった b :取組は十分であっ た c :取組はやや不十分 であり、改善を要する d :取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する	<主要な業務実績> 研修、職場環境等の 充実など業務運営に必 要なものに充てること ができる剰余金はなか った。	<評価と根拠> 評価－ <課題と対応> －	評価	－	評価	
						各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 － － － －		各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 － － － －	

4. その他参考情報	
特になし	

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
8－1～8－8	8－1 ガバナンスの強化 （1）内部統制の充実・強化 （2）コンプライアンスの推進 8－2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） （1）職員の人事に関する方針 （2）人員に関する指標 （3）業務運営能力等の向上 8－3 情報公開の推進 （1）情報開示及び照会事項への対応 （2）資金の流れ等についての情報公開の推進		8－4 消費者等への広報 （1）消費者等への情報提供 （2）ホームページの機能強化 8－5 情報セキュリティ対策の向上 （1）情報セキュリティ対策の向上 （2）緊急時を含めた連絡体制の整備 8－6 施設及び設備に関する計画 8－7 積立金の処分に関する事項 8－8 長期借入れを行う場合の留意事項	
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー		行政事業レビューシート事業番号：0193

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	情報提供した事項に対する照会件数	－	3 件	3 件	5 件	2 件	3 件	1 件	
	目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	3 件	3 件	5 件	2 件	3 件	1 件	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	－	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	
	目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	生産者等への資金に係る情報公表回数	－	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	
	目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	－	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	
	目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の翌月末までの公表	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	機構からの補助金により造成された基金数	－	7 基金	7 基金	6 基金	5 基金	5 基金	5 基金	
	保有状況等を公表した	全ての基金につい	7 基金	7 基金	6 基金	5 基金	5 基金	5 基金	

	基金数	て公表							
	達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数	—	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項			評価	B	評価	B
						大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Aが1、Bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。		大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Aが1、Bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。	
	中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：1×3点＝ 3点 評価Bの中項目数：5×2点＝ 10点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：2） 合計 13 点（13／12＝108%）		中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：1×3点＝ 3点 評価Bの中項目数：5×2点＝ 10点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：2） 合計 13 点（13／12＝108%）						
	1 内部統制の充実・強化	1 ガバナンスの強化	○1 ガバナンスの強化			＜評価と根拠＞ 評価B 満点：70点（小項目35×2点） a 評価の小項目数：1×3点＝3点 b 評価の小項目数：33×2点＝66点 c 評価の小項目数：1×1点＝1点 合計：3＋66＋1＝70点 70点/70点＝100%	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はaが1、bが26、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：28 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：1×3点＝ 3点 評価bの小項目数：26×2点＝ 52点 評価cの小項目数：1×1点＝ 1点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 56点（56／56＝100%）	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はaが1、bが33、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：35 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：1×3点＝ 3点 評価bの小項目数：33×2点＝ 66点 評価cの小項目数：1×1点＝ 1点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 70点（70／70＝100%）	

				ガバナンスの強化については、概ね、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合が 100 %であった。 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進については、令和 2 年度において、理事長のリーダーシップの下、新型コロナウイルス感染症対策等としてテレワークの推進や徹底した衛生対策を実施し、十分な取り組みにより、目標を上回る成果が見られた。 コンプライアンスの推進については、平成 30 年度において、コンプライアンス上、問題のある事案が発生したことは、従来の取組が必ずしも十分でなかったため、改善を要した。 ＜課題と対応＞ コンプライアンスの推進については、平成 30 年度の問題のある事案の発生を踏まえ、内部統制担当役職員をはじめ各般のレベルでの意見交換等を実施し、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策をとりまとめた。 また、より一層風通しの良い職場環境作	・内部統制の充実・強化については、法人に期待される役割を果たしていくため、毎年度、内部統制委員会を開催し、PDCA サイクルによる確実な検証、業務の改善の検討を行っている。 特に、令和 2 年度は、理事長のリーダーシップの下、テレワーク実施方針検討委員会を新たに立ち上げ、新型コロナウイルスの感染対策に加え、働き方改革の推進、非常時における業務継続、業務の効率化に向けたテレワークの推進体制を整えるとともに、各種会議の Web 方式による開催等、衛生対策の徹底による感染リスクの低減に取り組んだことは評価できる。 ・コンプライアンスの推進については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画に基づき実施され、外部のコンプライアンス推進相談等窓口の適切な運用等、各種取組が適切に行われている。 なお、平成 30 年度に業務運営に関連した不適切な事案があったが、速やかに再発防止策を講じ、理事長と管理職との意見交換、若手職員へのヒアリング、役職員間での意見交換、他法人での取組の参照等を行った上で、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を取りまとめ、令和元年度以降、同方策の対応状況の点検の実施、行動憲章を全面的に改訂し、浸透・定着を促すための周知等、改善が図られていると認められる。	・内部統制の充実・強化については、法人に期待される役割を果たしていくため、毎年度、内部統制委員会を開催し、PDCA サイクルによる確実な検証、業務の改善の検討を行っている。 特に、令和 2 年度は、理事長のリーダーシップの下、テレワーク実施方針検討委員会を新たに立ち上げ、新型コロナウイルスの感染対策に加え、働き方改革の推進、非常時における業務継続、業務の効率化に向けたテレワークの推進体制を整えるとともに、各種会議の Web 方式による開催等、衛生対策の徹底による感染リスクの低減に取り組んだことは評価できる。 ・コンプライアンスの推進については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画に基づき実施され、外部のコンプライアンス推進相談等窓口の適切な運用等、各種取組が適切に行われている。 なお、平成 30 年度に業務運営に関連した不適切な事案があったが、速やかに再発防止策を講じ、理事長と管理職との意見交換、若手職員へのヒアリング、役職員間での意見交換、他法人での取組の参照等を行った上で、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を取りまとめ、令和元年度以降、同方策の対応状況の点検の実施、行動憲章を全面的に改訂し、浸透・定着を促すための周知等、改善が図られていると認められる。
--	--	--	--	---	---	---

	法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。	（１）内部統制の充実・強化 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。	（１）内部統制の充実・強化 ◇ア 内部統制の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	りやコンプライアンス意識を醸成するための各種取組を引き続き実施することに加え、コンプライアンスに関するテーマを設定した上で各部署内で意見交換を行い、その結果の共有や、他法人等におけるコンプライアンス違反の事例を担当役員から共有するなどコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス意識の徹底等に資する研修の実施及びコンプライアンス推進相談等窓口の利用促進に資する効果的な周知を行った。				
					評価	—	評価	—
					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b		

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。

		統制に関する改善方針及びその具体化方策を取りまとめ、令和元年度以降、同方策の対応状況の点検を併せて行った。 さらに、令和元年度に、役職員の行動の拠り所となる行動憲章について、機構業務の特性や内部統制の改善に向けた取組の方向性を踏まえつつ、役職員の意見も反映しながら全面的な改訂を行い、令和2年度以降は、その趣旨・内容を正しく理解し、個人及び組織への浸透・定着を促し、日々の行動として実践されることを期して、各種周知に取り組んだ。
◇イ 役員会の開催 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する		＜主要な業務実績＞ 毎年度、中期計画の変更、財務諸表の認可申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催し、審議を行った。
◇ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進 s：取組は十分であ		＜主要な業務実績＞ 毎年度、組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実

評価	—	評価	—
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	
評価	—	評価	—
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b a b	

		り、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	施するための内部統制の充実を図るため、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。 令和2年度は、理事長のリーダーシップの下、テレワーク実施方針検討委員会（委員長：理事長）を新たに立ち上げ、新型コロナウイルスの感染対策に加え、働き方改革の推進、非常時における業務継続、業務の効率化に向けたテレワークの推進体制を整えるとともに、各種会議のWeb方式による開催等、衛生対策の徹底による感染リスクの低減に取り組んだ。																														
		◇エ 内部監査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、内部監査年度計画に基づき、被監査部署の所掌業務、法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の運用等について、内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。	<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b	b
評価	—																																
各事業年度の評価結果																																	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																													
b	b	b	b																														
評価	—																																
各事業年度の評価結果																																	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																													
b	b	b	b	b																													

			d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する			
			◇オ リスク管理対策の推進		評価	—
			s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった		各事業年度の評価結果	
			a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった		30年度	元年度
			b：取組は十分であった	＜主要な業務実績＞ 毎年度、リスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議した。 また、令和元年度以降、リスク管理に係る研修を実施し、リスクの適切かつ効果的な管理に取り組んだ。	2年度	3年度
			c：取組はやや不十分であり、改善を要する		4年度	4年度
			d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する		b	b
					b	b
			◇カ 個人情報保護対策の推進	＜主要な業務実績＞ 毎年度、個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員を参加させるとともに、地方事務所において派遣職員を対象に指導を行った。 また、コンプライアンスに関する認識度調査において個人情報の保護について確認を行い、個人情報の漏えい防止のための対応が概ね適切に行われていることを確認した。 このほか、個人情報保護管理担当者（各課課長）を対象に個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点	評価	—
			s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった		各事業年度の評価結果	
			a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった		30年度	元年度
			b：取組は十分であった		2年度	3年度
			c：取組はやや不十分であり、改善を要する		4年度	4年度
			d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する		b	b
					b	b
					b	b

2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	○2（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	イアンス意識の徹底等に資する研修の実施、及び、コンプライアンス推進相談等窓口の効果的な周知を行った。	<評定と根拠> 評定B 満点：40 点（小項目 20 × 2 点） b 評価の小項目数：20 × 2 点＝40 点 合計：40 点 40 点/40 点＝100% 職員の人事に関する計画については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合が 100%であった。 <課題と対応> 特になし																			
					評定	B	評定	B															
					<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。 小項目の総数：16 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：16 × 2 点＝ 32 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 32 点（32／32＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。		<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。 小項目の総数：20 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：20 × 2 点＝ 40 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 40 点（40／40＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。																
					評定	—	評定	—															
各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr></table>		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		各事業年度の評価結果 <table><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr></table>		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b	b
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																			
b	b	b	b																				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																			
b	b	b	b	b																			
機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。	（1）方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。	◇（1）職員の人事に関する方針 （指標＝職員の適正な配置、人事評価制度等） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人事管理・人事育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。 また、平成 30 年度から令和 4 年度において、29 名の新卒採用、																				

		b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	修等を実施した。一般職員に対しては、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に、係長、中堅職員（課長補佐）研修、上級中堅職員（課長代理）研修等や行政実務研修等を実施したほか、令和3年度、4年度は、課長代理及び課長補佐を対象として機構のITリテラシー底上げを図るため、ITリテラシー向上研修（講座受講・ITパスポート試験受験）を、令和4年度は、女性活躍推進法に基づく行動計画を踏まえ、更なる女性職員の能力向上・活用に係る取組みの強化を図るため、全職員を対象に対して女性活躍推進研修を新たに実施した。 このほか、管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に、新任管理職研修等を実施した。																										
	イ 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施	◇イ 専門別研修の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であ	<主要な業務実績> 毎年度、職員の専門能力を養成するため、会計関連研修として、会計事務職員研修、広報・システム関連研修として、広報研修、情	<table> <tr> <th>評価</th><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td></tr> </table>	評価	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	各事業年度の評価結果	b	b	b	b		<table> <tr> <th>評価</th><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr> </table>	評価	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	各事業年度の評価結果	b	b	b	b	b
評価	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																								
各事業年度の評価結果	b	b	b	b																									
評価	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																								
各事業年度の評価結果	b	b	b	b	b																								

3 情報公開の推進	3 情報公開の推進	り、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	報ネットワーク維持管理研修、総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修を実施した。 また、上記のほか、内部監査研修、語学力向上研修、中央畜産技術研修、海外派遣研修、食肉基礎研修等を併せて実施した。	＜評定と根拠＞ 評定B 満点：60点（小項目30×2点） b評価の小項目数：30×2点＝60点 合計：60点 60点/60点＝100% 情報公開の推進については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100％であった。 ＜課題と対応＞ 特になし							
					評定	B	評定	B			
					＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：24 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：24×2点＝48点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計48点（48／48＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。		＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：30 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：30×2点＝60点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計60点（60／60＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。				
					評定	—	評定	—			
（1）情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報		（1）情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報		◇（1）照会事項への対応 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応 s：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認めら		＜主要な業務実績＞ 毎年度、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報の開示については、適切に対応した。 また、情報提供した事項に関する照会については、全て翌業務		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	

	の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	れる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	日以内に回答した。		
	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 ア 畜産関係業務、野菜関係業務 ◇（ア）機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 毎年度、畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までにホームページにおいて公表した。		
			◇（イ）生産者等への資金に係る情報公開	＜主要な業務実績＞ 毎年度、前事業年度		
		これらの事項については、その総額等を				

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			⑤加工原料乳等生産者積立金				
			(3年度：5基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金 ⑤加工原料乳生産者積立金				
			(4年度：5基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金 ⑤加工原料乳生産者積立金				
このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。	このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。	◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%	＜主要な業務実績＞ 毎年度、前年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れ等について、事業返還金の活用理由等を付記した上で、分かりやすい内容で9月末までにホームページにおいて公表した。				
評価		—		評価		—	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b				各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b			

4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった ○ 4 消費者等への広報		＜評定と根拠＞ 評定A 満点：50 点（小項目 25 × 2 点） a 評価の小項目数：11 × 3 点＝33 点 b 評価の小項目数：14 × 2 点＝28 点 合計：33+28＝61 点 61 点/50 点＝122% 消費者等への広報については、中項目の中期達成割合が 122%であり、所期の目標を上回る成果があった。 ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進については、令和2年度は、文字を中心とした既存の業務紹介コンテンツをアニメーション化して動画で配信することで、機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で消費者等に情報提供することができた。 令和3年度は、広報誌について、紙媒体を廃止してWeb配信に一本化した上で、発行頻度を従来の隔月から毎				
					評定	A	評定	A
					＜評定に至った理由＞ 小項目の評定は a が 8、b が 12 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：20 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：8 × 3 点＝ 24 点 評価 b の小項目数：12 × 2 点＝ 24 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 48 点（48／40＝120%） ・消費者等への情報提供については、毎年度四半期毎に広報推進委員会を開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討、消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施、ホームページの「消費者コーナー」等の充実を図り消費者等への分かりやすい情報提供を実施したほか、農畜産物や法人業務に関する消費者等の理解促進を図るため、消費者等との意見交換会や alic セミナーを実施している。特に、令和2年度は、法人業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ（Q &A）をアニメーション化して動画で配信するなどWebを活用した消費者等へ分かりやすい情報提供の実施、令和3年度は、広報誌について、紙媒体を廃止して、Web 動画に一本化した上で発行頻度を隔月から毎月を増やす取組等を実施した。また、消費者等の農畜産物や法人業務に関する理解促進等のため、alic セミナーをYouTube 等でリアルタイム配信したことや、国際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タイムリーなテーマを取り上げることにより、参加者からの高評価を得ており、目標を上回る成果があったと認められる。 ・ホームページの機能強化については、平成 30	＜評定に至った理由＞ 小項目の評定は a が 11、b が 14 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数：25 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：11 × 3 点＝ 33 点 評価 b の小項目数：14 × 2 点＝ 28 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 61 点（61／50＝122%） ・消費者等への情報提供については、毎年度四半期毎に広報推進委員会を開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討、消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施、ホームページの「消費者コーナー」等の充実を図り消費者等への分かりやすい情報提供を実施したほか、農畜産物や法人業務に関する消費者等の理解促進を図るため、消費者等との意見交換会や alic セミナーを実施している。特に、令和2年度は、法人業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ（Q &A）をアニメーション化して動画で配信するなどWebを活用した消費者等へ分かりやすい情報提供の実施、令和3年度は、広報誌について、紙媒体を廃止して、Web 動画に一本化した上で発行頻度を隔月から毎月を増やす取組等を実施した。また、消費者等の農畜産物や法人業務に関する理解促進等のため、alic セミナーをYouTube 等でリアルタイム配信したことや、国際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タイムリーなテーマを取り上げることにより、参加者からの高評価を得ることができたこと、令和4年度は機構の役割や業務の必要性について、消費者等の理解の促進を図るため、新たな		

				月に増やした。令和 4 年度は、イメージ画像やナレーション等を活用した動画を作成し配信することにより、機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で消費者等に情報提供することができたこと、子供から大人まで砂糖に興味、親しみを持ってもらうための動画を作成し配信するなど砂糖制度の周知・浸透につながるきっかけを作ったこと、さらに、指定野菜 14 品目の動画を公開することによりアンケート調査で要望のあった生産現場の情報についても提供できたことなどにより、十分な取組をした。 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催については、令和 2 年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、消費者等への対面による広報活動が困難となる中、①意見交換会については、Web 会議を活用し、国産野菜の生産・供給に取り組む外食企業（令和 2 年度）やスマート酪農業に取り組む自動搾乳機等の製造企業（令和 3 年度）、でん粉のさまざまな活用	年度は、消費者に対し、農畜産業や法人業務への理解を深めるためのフェイスブックの開設、法人の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成、公開、令和元年度は、農畜産事業者等に対し、法人のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供、令和 2 年度は、アンケートページ作成機能の導入、動画共有サイト（YouTube）の導入、令和 3 年度は、Web 配信となった広報誌のデジタルブックの導入、畜産の情報については、バックナンバーの検索範囲の拡充や検索時間の短縮が可能となるなど、利用者の利便性の向上等、毎年度、事業の発展に資することができており、目標を上回る成果があったと認められる。	動画「alic の業務はすべての人のために」を作成したほか、指定野菜 14 品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程の動画を新たに作成し YouTube で公開したことは目標を上回る成果があったと認められる。 ・ホームページの機能強化については、平成 30 年度は、消費者に対し、農畜産業や法人業務への理解を深めるためのフェイスブックの開設、法人の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成、公開、令和元年度は、農畜産事業者等に対し、法人のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供、令和 2 年度は、アンケートページ作成機能の導入、動画共有サイト（YouTube）の導入、令和 3 年度は、Web 配信となった広報誌のデジタルブックの導入、畜産の情報については、バックナンバーの検索範囲の拡充や検索時間の短縮が可能となるなど、利用者の利便性の向上を図ったこと、令和 4 年度は、ホームページの利便性の向上を図るため、アクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用したこと、トップページを障害者や高齢者を含むすべての人を対象に、多くの方が利用しやすいように配慮したデザインに一新したこと、機構業務に関する情報については、その特性から専門用語が多く使用されているため「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新し消費者等でも理解しやすいものにしたこと等、毎年度、事業の発展に資することができており、目標を上回る成果があったと認められる。
--	--	--	--	--	--	---

				に取り組む製菓会社（令和4年度）とそれぞれ双方向・同時的な情報や意見の交換を実施し、参加した方からは、取組への理解が深まったとの意見が出されたほか、消費者団体のホームページや機関誌を通して広くフィードバックされたこと、また、②alic セミナーについても、YouTube や Web 会議方式により海外からの生情報の配信や EU の持続可能な農畜産業や各国の食肉代替食品の消費動向といった話題性の高いテーマを取り上げたことにより、参加者アンケートにおいて高評価を得ることができた。特に令和4年度の「Wagyu の位置付けと改良の実態」といった話題性の高いテーマを取り上げた回では、再生回数が 265 回と過去最高となった。 ホームページの機能強化については、平成30年度は、消費者に対し、農畜産業や機構業務への理解を深めるためフェイスブックを新たに開設したほか、機構の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成、公開し、情報発信の強化に	
--	--	--	--	---	--

					努めたこと、令和元年度は、農畜産業及びその関連産業に携わる事業者等に対し、機構のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供したこと、令和2年度は、アンケートページ作成機能を導入したことで、ホームページの改善等に必要な閲覧者の意見を効率的に収集することが可能となったほか、動画共有サイト（YouTube）の導入により、分かりやすい情報提供にとどまらず、コロナ禍における情報発信の強化に繋げることができたこと、さらに、農畜産業及びその関連産業に携わる事業者への広告掲載機会の提供について、新たに情報誌のメールマガジンも対象とする媒体としたこと、令和3年度は、Web配信となった広報誌については、デジタルブックを導入したことで紙面の拡大やページめくり等が可能となるなど、パソコンやスマートフォン等で消費者等が手軽に閲覧することが可能となったこと、また、畜産の情報については、バックナンバーの検索範囲の拡充や検索時間の短縮が可能	
--	--	--	--	--	---	--

				となるなど、利用者の利便性の向上につながることができたこと、令和4年度は、ホームページのトップページのリニューアルについては、障害者や高齢者を含むすべての人を対象に、多くの方が利用しやすいように配慮したデザインに一新したことにより、リニューアル後のアンケート調査では、「レイアウトがすっきりしていて見やすい」「落ち着いたデザイン」「調べたい、必要な情報が探しやすい」などのポジティブな回答が7割を占めた。さらに、機構業務に関する情報については、その特性から専門用語が多く使用されているため「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新し消費者等でも理解しやすいものとしたことにより、ホームページの利便性の向上につながる十分な取組を行うことができた。				
							＜課題と対応＞ 特になし	
消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深め	(1) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構	(1) 消費者等への情報提供 ◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討	＜主要な業務実績＞ 毎年度、各部の幹部職員から構成される広報推進委員会を四	評価	—	評価	—	
				各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b			

		り、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	を行った。 令和2年度は、機構業務紹介を動画で見られると良いとのアンケート結果を踏まえ、機構業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ（Q&A）をアニメーション化して動画で配信するなど Web を活用した新たな方法で消費者等へ分かりやすい情報を提供した。 令和3年度は、「消費者コーナー」の料理レシピについて、写真の解像度をアップしたほか、閲覧者がレシピを検索しやすいよう、材料別やジャンル別に整理するなど構成を見直すとともに、広報誌について、紙媒体を廃止して Web 配信に一本化した上で、発行頻度を従来の隔月から毎月に増やした。 令和4年度は、alic の役割や業務の必要性を紹介するコンテンツについて、新たに動画「alic の業務はすべての人のために」を作成するとともに、砂糖制度の周知・浸透のための動画3本（「砂糖を使った自由研究」等）を YouTube（alic チャンネル）及び消費者コーナーで公開した。また、指定野菜 14 品目の収穫から出荷までの様子を消費者		
--	--	--	---	--	--

					</	

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

			め、これらの業種に携わる事業者又はその構成する団体がホームページにバナー広告を掲載する機会を新たに提供した。 令和2年度は、ホームページ利用者の属性や関心事項を把握するため、アンケートページ作成機能をホームページに導入した。さらに、情報発信の強化を図るため、「消費者コーナー」(ムービーコーナー)に動画共有サイト(YouTube)を新たに開設し、畜産関係補助事業の公募にかかる事業実施主体への事業説明に利用するなど、機構業務全般の情報発信に活用した。このほか、農畜産業及びその関連産業の発展に資するための関連事業者等への広告掲載機会の提供について、従来のホームページに加え、新たに情報誌のメールマガジンも対象とする媒体とした。 令和3年度は、Web配信となった広報誌にデジタルブックを新たに導入したほか、情報誌(畜産の情報)バックナンバーの検索機能拡充のための改修を行うなどホームページの機能強化を図った。		
--	--	--	--	--	--

			令和4年度は、ホームページのトップページについて、アンケート調査の結果等を踏まえ、全面的にリニューアルした。具体的には、「新着情報」などの主なコンテンツを分かりやすく整理するとともに、旬の情報がスライダーで流れるデザインに一新したほか、機構が扱っている農畜産物（畜産物、牛乳・乳製品、野菜、砂糖、でん粉）の専門用語を分野ごとに検索できる「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新した。																			
5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	○ 5 情報セキュリティ対策の向上		<評定と根拠> 評定B 満点:20 点 (小項目 10 × 2 点) a 評価の小項目数: 1 × 3 点= 3 点 b 評価の小項目数: 8 × 2 点=16 点 c 評価の小項目数: 1 × 1 点= 1 点 合計: 3 +16+ 1 =20 点 20 点/20 点=100% 情報セキュリティ対策の向上については、概ね、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は100%であった。 平成 30 年度は、情報	<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが6、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 120%以上であることから、評定はBとした。</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の総数: 8 評定 s の小項目数: 0 × 4 点= 0 点 評定 a の小項目数: 1 × 3 点= 3 点 評価 b の小項目数: 6 × 2 点= 12 点 評価 c の小項目数: 1 × 1 点= 1 点 評価 d の小項目数: 0 × 0 点= 0 点 合計 16 点 (16／16=100%)</td></tr><tr><td colspan="2">・情報セキュリティ対策の向上については、毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。 特に、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策</td></tr></table>	評定	B	<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが6、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 120%以上であることから、評定はBとした。		小項目の総数: 8 評定 s の小項目数: 0 × 4 点= 0 点 評定 a の小項目数: 1 × 3 点= 3 点 評価 b の小項目数: 6 × 2 点= 12 点 評価 c の小項目数: 1 × 1 点= 1 点 評価 d の小項目数: 0 × 0 点= 0 点 合計 16 点 (16／16=100%)		・情報セキュリティ対策の向上については、毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。 特に、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策		<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが8、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 120%以上であることから、評定はBとした。</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の総数: 10 評定 s の小項目数: 0 × 4 点= 0 点 評定 a の小項目数: 1 × 3 点= 3 点 評価 b の小項目数: 8 × 2 点= 16 点 評価 c の小項目数: 1 × 1 点= 1 点 評価 d の小項目数: 0 × 0 点= 0 点 合計 20 点 (20／20=100%)</td></tr><tr><td colspan="2">・情報セキュリティ対策の向上については、毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。 特に、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策</td></tr></table>	評定	B	<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが8、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 120%以上であることから、評定はBとした。		小項目の総数: 10 評定 s の小項目数: 0 × 4 点= 0 点 評定 a の小項目数: 1 × 3 点= 3 点 評価 b の小項目数: 8 × 2 点= 16 点 評価 c の小項目数: 1 × 1 点= 1 点 評価 d の小項目数: 0 × 0 点= 0 点 合計 20 点 (20／20=100%)		・情報セキュリティ対策の向上については、毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。 特に、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策	
評定	B																					
<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが6、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 120%以上であることから、評定はBとした。																						
小項目の総数: 8 評定 s の小項目数: 0 × 4 点= 0 点 評定 a の小項目数: 1 × 3 点= 3 点 評価 b の小項目数: 6 × 2 点= 12 点 評価 c の小項目数: 1 × 1 点= 1 点 評価 d の小項目数: 0 × 0 点= 0 点 合計 16 点 (16／16=100%)																						
・情報セキュリティ対策の向上については、毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。 特に、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策																						
評定	B																					
<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが8、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 120%以上であることから、評定はBとした。																						
小項目の総数: 10 評定 s の小項目数: 0 × 4 点= 0 点 評定 a の小項目数: 1 × 3 点= 3 点 評価 b の小項目数: 8 × 2 点= 16 点 評価 c の小項目数: 1 × 1 点= 1 点 評価 d の小項目数: 0 × 0 点= 0 点 合計 20 点 (20／20=100%)																						
・情報セキュリティ対策の向上については、毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。 特に、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策																						

				セキュリティインシデントが発生したことから、外部有識者による検証も経て発生要因を特定した上で再発防止策を講じるなど、改善を要した。 令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策を万全に講じたるなど、情報セキュリティ対策の向上を図った。 ＜課題と対応＞ 平成30年度の情報セキュリティインシデントについては、その発生要因を分析した上で、以下の再発防止策を講じた。 ①不正なアクセスを防止する観点からの措置 ・事務室への入退室管理の厳格化 ・通行証管理の徹底 ・サーバへのアクセスに必要なパスワード管理の徹底 ②対外非公表とすべき情報の持ち出しを防止する観点からの措置 ・USBメモリの一元管理の徹底及び機密外への持ち出しの原則禁止 ・機密性の高い情報の保存管理ルール	を万全に講じるなど、情報セキュリティ対策の向上を図っている。 なお、平成30年度に情報セキュリティインシデントが発生し、外部有識者による検証も経て発生要因を特定した上で再発防止策として、不正なアクセスの防止措置、非公表情報に対する措置、情報セキュリティに関する知識向上に関する措置等が図られているが、今後も十分な対策が必要である。 ・緊急時を含めた連絡体制の整備については、当省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施されていた。 ＜今後の課題＞ ・情報セキュリティについては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化の取組を行っており、平成30年度に発生した情報セキュリティインシデント以降は、重大なインシデントは発生していない。しかし、法人は多数の個人情報を有していることから、国の機関へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。	を万全に講じるなど、情報セキュリティ対策の向上を図っている。 なお、平成30年度に情報セキュリティインシデントが発生し、外部有識者による検証も経て発生要因を特定した上で再発防止策として、不正なアクセスの防止措置、非公表情報に対する措置、情報セキュリティに関する知識向上に関する措置等が図られているが、今後も十分な対策が必要である。 ・緊急時を含めた連絡体制の整備については、当省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施されていた。 ＜今後の課題＞ ・情報セキュリティについては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化の取組を行っており、平成30年度に発生した情報セキュリティインシデント以降は、重大なインシデントは発生していない。しかし、法人は多数の個人情報を有していることから、国の機関へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。
--	--	--	--	--	--	---

				の徹底 ・在職中に加え、退職後も秘密保持を義務付け ③情報セキュリティ一般の向上を図る観点からの措置 ・職員研修の充実 ・内部・外部の主体による監査の強化 ・効果的・効率的なリスク管理の励行 今後に必要な対策を着実に取り組んでいくこととしている。																														
	サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	(1) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	◇(1) 情報セキュリティ対策の向上 (指標＝規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策の改善等) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ対策の向上のための取組を実施した。主な取組みは以下のとおり。 ①外部専門家による情報システムのセキュリティ診断の実施 ②役職員を対象とした外部講師による情報セキュリティ研修及び標的型メール訓練の実施 ③ポップアップ形式による役職員への不審メールの見分け方等の周知 ④情報セキュリティに関する自己点検の実施 ⑤プロキシサーバ、IPSによる外部監視サービス及び標的	<table><tr><th>評価</th><th>—</th></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>c</td><td>b</td><td>a</td><td>b</td><td></td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	c	b	a	b		<table><tr><th>評価</th><th>—</th></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>c</td><td>b</td><td>a</td><td>b</td><td>b</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	c	b	a	b	b
評価	—																																	
各事業年度の評価結果																																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																														
c	b	a	b																															
評価	—																																	
各事業年度の評価結果																																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																														
c	b	a	b	b																														

			型攻撃対策管理サーバ等の情報セキュリティ機器等の整備 ⑥政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群等の改正を踏まえた情報セキュリティ関係規程の改正 平成30年度は、情報セキュリティインシデントが発生したことから、外部有識者の助言を仰ぎ、確認された事実関係に基づく発生要因の検証を行った上で、再発防止策を策定し、これらをNISC に対して報告するとともに、その概略について对外公表を行った。 令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策を万全に講じるなど情報セキュリティ対策の向上に努めた。																		
	(2) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速	◇(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 (指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった	<主要な業務実績> 毎年度、農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行うとともに、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施	<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	b	b	<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td>各事業年度の評価結果</td><td></td></tr><tr><td>30年度</td><td>元年度</td></tr><tr><td>b</td><td>b</td></tr></table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	b	b
評価	—																				
各事業年度の評価結果																					
30年度	元年度																				
b	b																				
評価	—																				
各事業年度の評価結果																					
30年度	元年度																				
b	b																				

—	やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	—	—	—	—						
									評価	—	評価	—
									各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 — — — —		各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 — — — —	
—	7 積立金の処分に 関する事項 畜産勘定の前期中 中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法律第 98 号) 第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。	○ 7 前期中期目標期間繰越積立金の処分 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	—	—	＜主要な業務実績＞ （畜産勘定） 毎年度、畜産勘定の前 中期目標期間繰越積立金は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第 8 条第 1 項に基づき管理している。 （補給金等勘定） 毎年度、補給金等勘定の前 中期目標期間繰越積立金は、機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。 （でん粉勘定） 毎年度、でん粉勘定の前 中期目標期間繰越積立金は、機構法第 10 条第 5 号ホ及びへに規定する業務に充	＜評価と根拠＞ 評価 B 満点：10 点（小項目 5 × 2 点） B 評価の項目数：5 × 2 点＝10 点 合計：10 点 10 点/10 点＝100% 前期中期目標期間繰越積立金の処分については、毎年度、計画通りに実施しており、中項目の中期達成割合は 100％であった。 ＜課題と対応＞ 特になし						
									評価	B	評価	B
									＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80％以上 120％未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数：4 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：4 × 2 点＝ 8 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 8 点（8／8＝100％） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 b b b b		＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80％以上 120％未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数：5 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：5 × 2 点＝ 10 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 10 点（10／10＝100％） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度 b b b b	

			てるため、同勘定において管理している。			
			(肉用子牛勘定) 毎年度、肉用子牛勘定の前中期目標期間繰越積立金は、肉用子牛生産安定等特別措置法第3条第1項に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。			
6 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。	8 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。	○8 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 長期借入れは行わなかった。	<評価と根拠> 評価－ <課題と対応> －		
評価	－	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 － － － －	評価	－	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 － － － －	

4. その他参考情報
特になし